

令和3年2月
加古川市教育委員会

第3期 かこがわ 教育ビジョン

加古川市教育振興基本計画

令和3年度～令和6年度



目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景等	1
2	計画の位置づけ	2
3	策定体制	3
4	計画の対象	3
5	計画の対象期間	3

第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題

1	大きく変化することが予想される環境	4
2	加古川市の教育課題	10
3	これまでの教育施策の推進状況	11
4	第2期「かこがわ教育ビジョン」の総括	12

第3章 加古川市が目指す教育の姿

1	加古川市の教育の基本理念と目指すべき人間像	26
2	加古川市の教育が目指す基本的方向	27
3	「加古川ならではの」教育の推進「かこがわスマート・リンク」 ～「ユニット」「スマート」「ハートフル」をつなぐ加古川オリジナルの学び～	30
4	第3期「かこがわ教育ビジョン」の計画体系図	36
5	第3期「かこがわ教育ビジョン」における15の重点目標	38

【基本的方向1】地域総がかりの教育の推進

- ① 地域とともにある学校づくり 38
- ② 連続した学びを支える学校園連携ユニット 40
- ③ 家庭の教育力の向上 41

【基本的方向2】子どもの未来を切り拓く力の育成

- ④ 遊びから学びにつなげる就学前教育の推進 43
- ⑤ 未来を拓く学びの推進 44
- ⑥ 超スマート社会（Society5.0）に必要な学び 46
- ⑦ 豊かな心の醸成 47
- ⑧ 健やかな体の育成 49
- ⑨ 特別な支援や配慮を要する子どもへの支援 50
- ⑩ 誰もが安心できる環境づくり 52

【基本的方向3】質の高い教育を支える豊かな教育環境の整備

- ⑪ 教育を支える仕組みの確立 54
- ⑫ 教職員の資質向上 55
- ⑬ 安全・安心な教育環境の整備 56

【基本的方向4】生涯にわたって学ぶことのできる環境の整備

- ⑭ 人生100年時代を支える学びの推進 59
- ⑮ 地域におけるスポーツ環境の整備 61

資料編

1	第3期「かこがわ教育ビジョン」の策定経過	62
2	関係規程	64
3	用語解説（五十音順）	68

※ 本文中の「*」がある用語については、資料編に解説があります。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景等

本市では、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、中長期的な視点による教育行政の指針となる方向性を示した計画として、平成22年4月に「加古川教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」を策定しました。また、平成28年3月には第1期計画を振り返るとともに、平成28年度からの5年間を見据えた「第2期かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」（以下「第2期「かこがわ教育ビジョン」」という。）を策定し、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を基本理念に据え、3つの目指すべき具体的な人間像である「努力する人」「心あたたかい人」「行動する人」の実現に向け、学校園・家庭・地域が互いに信頼しあって連携・協力しながら、子どもの学びや育ちを支え、生きる力を育む教育を推進してきました。

この間、少子高齢化による人口構造の更なる変化や急速な技術革新によるICT*の進化、グローバル化の進展などにより、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、教育の在り方についても時代に応じた変革が求められています。

こうした中、国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、超スマート社会（Society5.0）*の実現などの2030年以降の変化等を見据えた上で、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」・「協働」・「創造」の3つの方向性を引き続き継承するとともに、「人生100年時代*」を豊かに生きていくため、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育施策の中心に据えるとされています。

また、兵庫県においては、平成31年2月に第3期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定し、基本理念を「兵庫が育む こころ豊かで自立する人づくり」とし、「『未来への道を切り拓く力』の育成」を重点テーマに加え、子どもが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現をめざす取組が進められています。

こうした背景や第2期「かこがわ教育ビジョン」が令和2年度に終了することから、これまでの取組の成果と課題を検証し、改めて本市の教育の方向や目標を定め、その実現に向けて今後講ずるべき施策を示した第3期「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」（以下「第3期「かこがわ教育ビジョン」」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

第3期「かがわ教育ビジョン」は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画（平成30～令和4年度）、平成31年2月に策定された県の第3期ひょうご教育創造プラン（平成31～令和5年度）を参酌しつつ、本市の「加古川市総合計画」の教育に関する分野の内容を踏まえた、教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

また、子ども・子育て支援の方向性を定めた「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画*（令和2～6年度）」などの関連計画とも整合性を保ちながら施策を推進していきます。

第3期「かがわ教育ビジョン」の具体的な施策については、毎年、「教育アクションプラン（加古川市教育実行計画）」として定め、推進していきます。

◆加古川市総合計画とかがわ教育ビジョンの位置づけ

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
後期総合基本計画 （平成28～令和2年度）				加古川市総合計画 （令和3～8年度）						
国：第3期教育振興基本計画					県：第3期ひょうご教育創造プラン					
第2期「かがわ教育ビジョン」 （平成28～令和2年度）					第3期「かがわ教育ビジョン」 （令和3～6年度）					

3 策定体制

第3期「かこがわ教育ビジョン」の策定にあたっては、「加古川市附属機関の設置に関する条例」及び「加古川市教育振興基本計画検討委員会規則」に基づき、学識経験者、保護者の代表者、地域の代表者、事業者の代表者、関係団体の代表者、市民の代表者で、「加古川市教育振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を組織するとともに、検討委員会における検討及び審議が円滑に行われるよう、「加古川市教育振興基本計画検討幹事会設置要綱」に基づき、教育関係者から構成される「加古川市教育振興基本計画検討幹事会」を設置し、検討を重ねました。また、パブリックコメントを通じて、広く市民、関係者の意見を求め、その内容も反映させました。

4 計画の対象

生涯における人間の学びの場は、大きく学校園・家庭・地域の3つに分かれています。第3期「かこがわ教育ビジョン」は、この3つの学びの場における教育が、有機的なつながりを持って進められていくことの重要性を踏まえて、加古川市内にある市立の幼稚園や保育所、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校における教育と、家庭や地域における教育を対象としています。

なお、計画の推進にあたっては、市内の県立、私立の教育施設とも連携を図っていきます。

5 計画の対象期間

国の第3期教育振興基本計画は平成30年度から、県の第3期ひょうご教育創造プランは令和元年度から、5年間の計画として策定されました。

上記の国及び県の計画との連動を次期策定時からより重視していく観点から、第3期「かこがわ教育ビジョン」の対象期間を4年間とします。

本計画は、令和3年度から令和6年度までの4年間を対象期間とし、総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示すものです。

第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題

教育を取り巻く環境は、第2期「かこがわ教育ビジョン」の期間の5年間において大きく変化しました。今後、第3期「かこがわ教育ビジョン」の期間においても更なる変化が予想される中で、それらに柔軟に対応しながら、本市の教育を着実に推進していく必要があります。

1 大きく変化することが予想される環境

(1) 人口減少、少子高齢化の進展

本市の総人口は、令和7年には25.5万人になると見込んでいます。

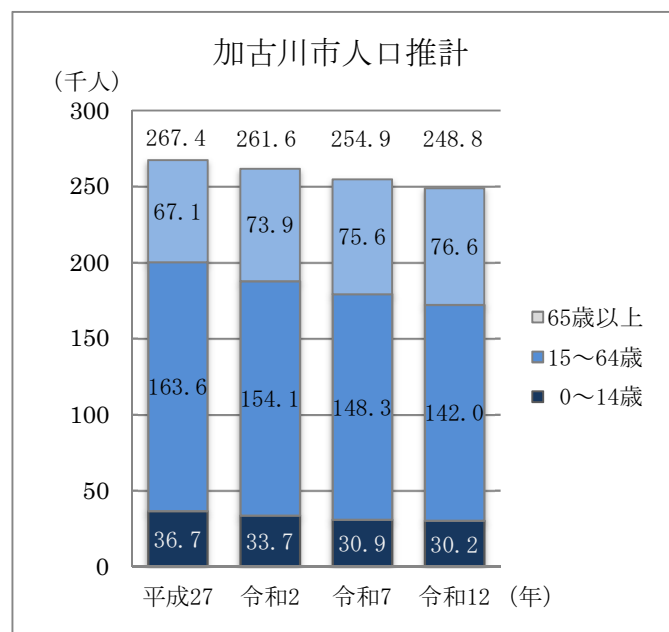
その中で、高齢人口（65歳以上）は平成27年の6.7万人から7.6万人に増加する一方、生産年齢人口（15歳から64歳）は14.8万人に、年少人口（14歳以下）は3.1万人に減少すると推定されています。

また、近年、人口の市外への転出超過の傾向が続いており、特に20歳から34歳の転出が多い状況です。

このような中、社会の活力を維持・発展させるためには、子どもから高齢者まで一人一人が自らの個性や能力を発揮して、地域社会に参画し、貢献することが求められています。

また、少子化の進行により、学校における学級数や、1学級における児童生徒数が著しく減少している地域もあり、子

どもの成長過程において互いに切磋琢磨する機会の減少や、人間関係の固定化などの様々な課題を改善するための取組を進めることが重要です。



※加古川市推計値

(2) 環境問題の深刻化

地球規模で温暖化が進行する中、近年は、これまでにない集中豪雨等の異常気象により、大規模な土砂崩れや河川の氾濫などの自然災害に見舞われるなど、人と自然の共生に向け

た取組が急務であるといえます。一人一人が様々な自然災害から自らの生命を守るために必要な能力や知識を身に付けるとともに、助け合いやボランティア精神など共生の心の育成を図る必要があります。

また、環境問題や食糧・エネルギー問題などへの意識や関心が高まっている中、日常生活や経済活動など身近なところから、一人一人が主体的に環境を守り、再生していく行動をとり、将来世代へと持続する社会の構築に向けて取り組むことが重要です。

そのような中、子どもが体験活動等を通じて、身近な生活と環境問題との関係について理解や関心を深め、自然に対する畏敬の念や命を大切にすることを育み、主体的な行動力の育成を図る必要があります。

(3) 技術革新の進展

現在、Society5.0と言われる超スマート社会*の実現に向けて、人工知能（AI）、ビッグデータ*の活用などの技術革新が急速に進んでいます。日常生活においても広く普及したインターネット、スマートフォン等の情報通信技術は、不審者情報や災害情報の速やかな伝達手段や、見守りサービス*の受信機となるなど、安全・安心を確保するための必要なツールとなっている一方で、SNS*（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を介したいじめや犯罪被害が社会問題化し、子どもの日常生活に多大な影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、自分に必要な正しい情報を取捨選択できる能力の育成と情報モラル教育を通して人権意識を高めていくことが強く求められています。

また、科学技術が加速度的に進展する社会において、より創造的なアイデアと実行力で社会のイノベーションを実現する科学技術人材の育成が重要な課題となっています。そのため、論理的思考力、創造性及び問題解決能力や学習の基盤となる資質・能力として位置づけられた情報活用能力の育成を図るため、必要なICT*環境を整え、情報教育や教科等の指導においてそれらを適切に活用するなど、ICT機器を活用した学習活動の充実が求められています。

(4) グローバル化の進展

人々の生活においては、経済、人、情報や様々な文化、価値観が国境を越えて流動しており、加速度的にグローバル化が進展しています。また、本市においても外国人が多く在住していることや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としてスポーツを通じた国際交流にも積極的に取り組んでおり、外国の言語や文化に触れる機会も増

えています。

このような中、子どもは、国際社会に生きる日本人としての自覚を持つことや、チャレンジ精神、コミュニケーション能力等の国際社会で主体的に活動するための力を身に付けることが求められています。

また、自らの国や地域の伝統・文化への理解を深め、尊重するとともに、異なる文化や歴史をもつ人々と、互いに文化や習慣、価値観を尊重し合い、共に生きる心を育成することが必要です。

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、自らにふさわしい生き方を幅広く選択することが可能となる一方で、集団や地域社会での連帯意識の希薄化や、個を重視する傾向などの意識の変容をもたらしており、人々の規範意識の低下にもつながっています。

さらに、核家族化や共働き世帯の増加、身近な人から子育てを学ぶ機会の減少などとともに、家庭の教育力の低下や、食習慣をはじめとした基本的な生活習慣の乱れ、学ぶ意欲・体力・運動能力の低下などが生じています。

そのため、家庭における幼児期からの子育て支援を行うとともに、学校園、家庭、地域、関係機関が一体となって子どもの規範意識や自尊感情、人への思いやり、家族を大切に思う心、人間関係を築く力、道徳心の育成などに取り組むことが必要です。

また、医療体制の充実や医学の進歩等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代*の到来が予想されています。今後、生涯において、複数の仕事を持つことやボランティアなどにより地域や社会で活動することなど、一人一人のライフスタイルが大きく変化していくことが考えられます。そのため、子どもの生きる力をより一層育んでいくとともに、文化や芸術、スポーツなどを通して、生涯にわたって学び続けることのできる機会の充実が求められます。

(6) 家庭や地域社会の変化

核家族化や少子化の進行、地域の地縁的なつながりの弱まりなどにより、子どもにとって、心の成長の糧となる生活体験や自然体験の機会が減少しています。

一方で、地域では自ら子どもに積極的に関わり支援することによって、自分たちの手で学校をより良くし、子どもを育てていこうとする意識の高まりもあります。こうした意識の高まりを的確に受け止め、あるいは、一層醸成していくことなどを通じて、子どもの学

びや育ちを支援する地域の教育資源を発掘していく必要があります。そのため、本市において、これまで取り組んできた「中学校区連携ユニット 12*」におけるヨコの連携を更に発展させ、市内すべての学校が設置する学校運営協議会*を学校と地域をつなぐ基点として充実を図る必要があります。

(7) 経済構造と雇用状況の変化

経済のグローバル化やサービス産業の拡大などの産業構造の変化を背景に、成果・能力重視への雇用形態の変容、非正規雇用者の増加、女性の社会進出の割合の増加、技術革新による新たな事業の創出など、労働環境が大きく変化しています。

このような変化の中にあっても、子どもが希望をもって、自律的に自分の未来を切り拓いて生きていくためには、変化を恐れず、変化に対応していく力と態度を育てることが不可欠です。将来の夢や目標を持ち、その実現に向けて学ぶ意欲を高めるとともに、子どもが成長する過程で最善の方法を主体的に選択することができるように、子どものキャリア形成への支援体制の充実が必要となっています。

(8) 学校の組織力強化と教職員の資質の向上

学校が抱える課題は複雑化、困難化しており、生徒指導上の課題や特別支援教育の充実など、心理や福祉など教育以外の高い専門性が求められるような事案も増えています。そうした課題に対応していくため、関係機関や専門家、地域と連携して、チームとして課題解決に取り組む体制を構築することが必要です。

また、若手教職員の増加によって、学校現場における教職員の年齢構成が変化しており、経験豊かな教職員が培ってきた知識や指導技術を若手教職員に継承していくことが必要です。さらに、教科に関する専門的知識や様々な教育課題に対応する指導力を高めるため、キャリアステージに応じた研修等を充実させることで教育力の維持向上に努めることが重要です。

(9) 教職員の働き方改革

働き方改革関連法の成立により、労働者の時間外労働の上限が示されるなど、労働環境の改善を図る取組が進んでおり、学校においても、教職員の業務が多岐多様に渡り、長時間勤務となっている実態から、働き方改革は急務となっています。

本市においても、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもと向き合う時間を確

保し、効果的な教育活動の実現につなげるなど、教育の質の向上を図るため、教職員のこれまでの働き方を見直し、教職員が担う業務の明確化・適正化など学校における働き方改革を進めることが重要です。

(10) 教育組織運営体制のあり方

地方自治体が魅力あるまちづくりを進め、質の高い行政サービスを持続的に提供するためには、行政と民間との役割・責任分担を明確にすることや、限られた資源を今まで以上に適切かつ効率的に活用していくことが重要です。

教育分野においては、質の高い教育の環境づくりにおいて教育委員会が主導的な役割を果たしていかなければなりません。その実現に向けては、国や県との適切な役割分担及び相互の協力を行っていくとともに、教育委員会の質的向上を図るため、事業の効率的かつ効果的な執行に向けた見直しに継続して取り組む必要があります。また、市民の教育に対する信頼と期待に応えるため、市民の意見を取り入れながら地域に開かれた魅力ある教育行政を推進していくことが強く求められています。

さらに、学校園・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携を図ることも必要です。

(11) 学習指導要領の改訂

これからの学校教育には、児童生徒が様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を見極めて再構成し、新たな価値につなげていくことができる力など、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き未来の創り手となるために必要な「生きる力」を育むことが求められています。

新学習指導要領では、こうした状況を踏まえ、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されました。児童生徒が、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、学習の質を一層高める「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた授業改善が重要となります。

それらを具現化するために、教科等横断的な学習を充実することや、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した授業改善を行うなど、カリキュラム・マネジメント*が求められています。

(12) 新型コロナウイルス感染症に対応した新しい時代の学校教育

新型コロナウイルス感染症については、社会全体が長期的な対応が求められる状況であり、学校園における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減し、あわせて感染者に対する差別や偏見の防止など、人権にも十分配慮したうえで、学校園運営を継続していく必要があります。

また、学校教育において、感染拡大の状況にかかわらず、子どもの学びを最大限に保障していくために、臨時休業を行わなければならない場合であっても、子どもが学ぶことを継続できる体制を整備する必要があります。

こうした様々な課題がある中、本市においては、「GIGAスクール構想*」「学校における働き方改革」「新学習指導要領」という極めて重要な取組が大きく進展しつつある動きを踏まえながら、新しい時代の学校教育を実現していくことが必要です。

2 加古川市の教育課題

「第2期かこがわ教育ビジョン」の成果と課題の検証を重ねるとともに、教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後、解決・改善を図るべき課題を、以下のように整理しました。

生涯学習	学校教育	幼児 児童 生徒	学力・学習意欲の向上 コミュニケーション能力の育成 道徳心や規範意識の向上 体力・運動能力の向上 基本的な生活習慣の確立 子どもの発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実 個に応じた教育の推進 いじめや不登校、問題行動児童・生徒への対応 人権課題に対する対応 キャリア教育*の充実 体験的・文化的活動の充実
		教職員	教職員の資質能力の向上 若手・中堅教職員の育成 子どもと向き合う時間の確保 体罰のない指導の徹底 教職員のメンタル面のサポート
		教育の環境	老朽化対策等の施設環境の整備 学校園の安全対策の充実 中学校給食の推進 少子化に対応した学校園の規模適正化 技術革新に対応した教育環境の整備 感染症対策の徹底
	家庭教育		家庭教育力・道徳心の向上 子育て家庭への支援
	社会教育	地域の教育	地域教育力の向上 地域コミュニティの活性化 指導者の育成
		青少年の 健全育成	青少年の社会参加の促進 青少年の非行問題等への対応
		スポーツ・文化	学習機会の提供 生涯スポーツの振興 指導者の育成

3 これまでの教育施策の推進状況

平成 18 年に改正された教育基本法を受け、同法第 17 条第 2 項に基づく本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成 22 年 4 月及び平成 28 年 3 月に「かがわ教育ビジョン」を策定しました。

その中で、本市の教育の基本理念である「ともに生きるこころ豊かな人づくり」に基づき、子どもが培うべき力を見据えた上で、3つの目指すべき具体的な人間像と4つの基本的方向を示し、子どもの連続した学びや育ちを支援する「中学校区連携ユニット 12*」や「学校運営協議会*」を活用するとともに、15の重点目標を掲げ、総合的かつ計画的に教育施策を推進してきました。

なお、その推進に当たっては、毎年度「教育アクションプラン（加古川市教育実行計画）」を策定し、施策を具体化するとともに、事業実施の状況について検証を行い、評価結果に基づく改善を図ってきました。

4 第2期「かがわ教育ビジョン」の総括

第2期「かがわ教育ビジョン」では、以下に掲げる4つの基本的方向と15の重点目標を定め、総合的かつ計画的に取り組んできました。

▼ 基本的方向1 地域総がかりの教育

重点目標 ① 学校園・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

重点目標 ② 家族の絆を深め、家庭の教育力の向上を図る

▼ 基本的方向2 「生きる力」の育成

重点目標 ③ 幼児期における質の高い就学前教育を推進する

重点目標 ④ 「確かな学力」を培う

重点目標 ⑤ 「豊かな心」を育てる

重点目標 ⑥ 「健やかな体」を養う

重点目標 ⑦ 社会的・職業的自立に向け、必要な能力を育成するキャリア教育*の推進を図る

重点目標 ⑧ 特別な支援や配慮を要する子どもへの支援の充実を図る

重点目標 ⑨ 心の通い合った生徒指導の充実を図る

▼ 基本的方向3 信頼される教育の環境

重点目標 ⑩ 教職員を支える学校園の組織力の充実を図る

重点目標 ⑪ 教員の資質の向上を図る

重点目標 ⑫ 安全・安心で、質の高い教育を支える環境を整備する

重点目標 ⑬ 教育委員会の機能の充実を図る

▼ 基本的方向4 「学び」が生かせるまちづくり

重点目標 ⑭ 生涯学習の推進と学習成果を生かす地域をつくる

重点目標 ⑮ 地域と大学等の連携を通じた教育環境を整備する

それぞれの重点目標を実現するための具体的な方針における成果や課題、今後の方向性は次のとおりです。

▼ 基本的方向 1 地域総がかりの教育

重点目標 ① 学校園・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

◆ 「中学校区連携ユニット 12*」を活用した学校園の活性化	
成果	学校園・家庭・地域が連携し、体系的なカリキュラムに基づいた特色ある取組が進められている。
課題	特色ある取組を持続可能なものにしていくとともに、地域との協働に係る取組に関して、学校運営協議会*とユニット 12 の役割を明確にしていく必要がある。
今後の方向性	学校園・家庭・地域の連携については学校運営協議会を中心に、就学前から中学校卒業までの校種間の連携はユニット 12 において、一層の活性化を図る。
◆ ボランティア等の地域の教育資源を活用した学校園を支援する活動の推進	
成果	学校園支援ボランティア*の登録が増加するなど、地域で学校園を支えていこうとする姿勢が広がりつつある。
課題	学校園と支援ボランティアや地域の団体等を繋ぐ地域コーディネーター*を複数配置する等、コーディネート機能を充実させていく必要がある。
今後の方向性	地域コーディネーターを、学校運営協議会の委員として委嘱することで、学校園と学校園支援ボランティア双方の思いをつなぐコーディネート機能を充実させる。
◆ 放課後等の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり	
成果	児童クラブ*においては、施設等の環境整備を順次進めている。放課後子ども教室*においては、令和元年度に市内全小学校で開設を実現した。志方児童館*においては、放課後や長期休業中に子どもたちの体験・交流の場を確保した。
課題	児童クラブにおいては、質の向上に向けた取組を進めていく必要がある。放課後子ども教室においては、種目の充実に向けて取り組んでいく必要がある。志方児童館においては、利用者数が年々減少している。
今後の方向性	児童クラブにおいては、安全・安心な活動拠点として、適切な遊びや生活の場の提供を進める。放課後子ども教室においては、種目の充実を図る。志方児童館においては、利用者のニーズに合わせ、事業の見直し等を進める。
◆ 地域ぐるみで子どもたちを育む教育の推進	
成果	学校園と地域が協働した研修会・イベント等の活動は充実しており、子どもたちの満足度も高い。
課題	今後、ボランティア人材の確保と関係団体等との更なる連携が必要である。
今後の方向性	学校園・家庭・地域が協働した取組へと発展するよう、学校運営協議会の更なる充実を図る。

重点目標 ② 家族の絆を深め、家庭の教育力の向上を図る

◆ 家庭や地域の教育力の向上に向けた取組の推進	
成果	家庭教育大学*事業や社会教育推進員・福祉教育推進員*の配置、図書館における講演会、講座等の開催により、家庭教育力の向上や地域の絆づくりを図った。
課題	家庭教育大学、図書館における事業ともに、参加者が少なく、固定化している。また、地域の指導者やリーダーの後継者が不足している。
今後の方向性	より効果的・効率的な事業となるよう見直しを図るとともに、地域コミュニティ活動を活発化するため、様々なリーダー養成を図る。

◆ 親として成長する学びの推進	
成果	家庭教育1・2・3等を活用し、保護者への啓発を効果的に実施した。また、子育て講座やサークル活動等を通じて、親同士の交流や情報共有の場を提供するとともに、次世代の親となる学生への支援も行った。
課題	家庭学習に関して二極化が見られ、その解決に向けた取組が課題である。また、小学校就学前児童の減少により、子育てサークル*の団体数が減少している。
今後の方向性	配布する資料内容の更新を図りながら、様々な機会を利用して、保護者への啓発を充実させる。保護者同士の交流、仲間づくりの場となるよう、サークル活動に対する丁寧な支援を行う。
◆ 要支援家庭への支援体制の強化	
成果	関係機関と連携し、情報共有を行うことで、支援体制の充実を図った。また、スクールソーシャルワーカー*を全中学校区に配置し、連携校も含め個別の支援の充実を図ることができた。
課題	相談内容の複雑化、重大化に伴い、相談員のスキルアップが求められている。スクールソーシャルワーカーにおいては、勤務時間が限られ、学校と情報共有をし、児童支援を行う上で十分な支援ができないケースがある。
今後の方向性	関係機関との連携の強化を図りつつ、支援体制を構築する。スクールソーシャルワーカーにおいては、勤務時間のバランスを工夫し、支援を必要としている学校で十分な活動ができるよう柔軟な体制を構築し支援活動の充実を図る。

▼ 基本的方向2 「生きる力」の育成

重点目標 ③ 幼児期における質の高い就学前教育を推進する

◆ 就学前教育の提供体制の整備	
成果	ニーズに沿った教育・保育の提供体制を確保するため、新規施設の整備等により、定員拡大を行った。
課題	待機児童の解消には至っていない。
今後の方向性	教育・保育の提供体制の確保に努め、待機児童の解消を目指す。
◆ 就学前教育全体の質の向上	
成果	各園において研修を実施し、職員が共通理解して幼児の発達・育ちを保障する保育の推進ができた。また、幼児の遊びのドキュメンテーション*を作成し、可視化することで、保育の読み取りができるようになった。
課題	園内研修の実施においては、全園で定期的に行えるよう計画する必要がある。ドキュメンテーション作成においては、幼児理解や幼児の遊びの読み取りが明確になったが、作成に時間を要する。
今後の方向性	幼稚園・認定こども園の研究会に保育園の職員が参加できるよう連携をとり、教育・保育の充実を図る。ドキュメンテーションをホームページに掲載し、就学前の教育内容を、地域・市内の子育て世代に発信する。
◆ 認定こども園、幼稚園及び保育所を活用した子育て支援の充実	
成果	各園が特色ある活動を取り入れ、幼稚園・認定こども園教育をPRできた。気軽に子育て相談ができる場があることで、保護者の安心感が得られた。
課題	子育て支援事業に対応する職員の確保と若い職員の研修が課題である。預かり保育*の利用範囲の拡大にも課題がある。
今後の方向性	若い職員のための研修を重ねる。預かり保育のニーズは高まっていることから、保護者のニーズに応じた基準の見直しについて、今後も継続・拡充を検討する。

重点目標 ④ 「確かな学力」を培う

◆ 学習指導要領の趣旨に沿った取組の推進	
成果	全教員が「ことばの力育成プログラム*」や協同的探究学習*に基づく授業実践に取り組み、成果をあげている。
課題	新学習指導要領施行に伴い、授業改善や学習評価の在り方を検討していく必要がある。
今後の方向性	「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けて、PDCA サイクルを確立し、指導と評価の一体化を目指す。
◆ コミュニケーション能力育成を含めた学力向上に向けた取組の充実	
成果	A L T *の配置の工夫等により、子どもが英語に親しむ機会の充実を図るとともに、実際の場面で使える英語力の育成を図るため、A L T を活用したパフォーマンステスト*を実施した。
課題	実際に使える英語力の育成が求められており、A L T を活用したパフォーマンステストの更なる充実を図る必要がある。
今後の方向性	A L T の効果的な配置やI C T *機器を活用した英語教育のあり方について検討する。また、加古川C A N - D O プラン*の見直しを図る。
◆ 「全国学力・学習状況調査*」結果の分析を活用した学力向上・指導改善の取組の推進	
成果	全小中学校において、成果と課題を検証し、ホームページや学校だより等において公表している。
課題	児童生徒の思考力・判断力・表現力等に課題が見られる。
今後の方向性	協同的探究学習を核とした授業改善を進め、児童生徒の思考力・判断力・表現力等の育成を図る。
◆ 読書活動の推進	
成果	読書に親しむ児童生徒の育成を図るため、図書館や関係機関、学校園支援ボランティア*と連携し、小・中学校における読書環境の整備を進めた。また、学校用図書館管理システムの活用により、学校図書館管理の効率化を図った。
課題	司書教諭は学級担任等と兼務していることが多く、また、学校図書館運営の経験が豊富でない者も多い。
今後の方向性	学校用図書館管理システムにおいて蓄積したデータを基に、読書活動の啓発・推進を図り、より効果的な学校図書館運営ができるよう支援を続ける。

重点目標 ⑤ 「豊かな心」を育てる

◆ 道徳教育の推進	
成果	「考え、議論する道徳」の実践となるよう、校内体制の充実や研修を行った。
課題	道徳の時間が充実するよう、校内研修等研鑽を積んでいく必要がある。
今後の方向性	PDCAサイクルにより、教職員の指導力向上や年間計画等の修正を図る。
◆ 人権教育の推進	
成果	同和問題をはじめ、人権課題の解決に向けた取組を実施した。
課題	人権教育の充実を図っていくため、校種間で連携し、感性に訴える人権教育を進める必要がある。
今後の方向性	校種間で連携した研修会や新たな人権課題に関する研修等を行い、教職員の人権意識の向上を図る。

◆ 情報モラル教育の推進	
成果	児童生徒及び保護者を対象に研修会を実施し、ケータイ・スマホによるネットトラブルなどの防止に関する情報モラル教育の推進を図った。
課題	インターネットを利用したトラブルやいじめは増加しており、情報モラル教育の充実が喫緊の課題である。また、進化する情報通信技術に対応するため、正しい知識の習得や学校、家庭、地域ならびに関係機関が一体となった取組が必要である。
今後の方向性	人権研修等の活用や情報発信、家庭や地域への啓発に主眼をおき、関係各課と連携しながら情報モラル教育に取り組む。また、子どものSOSやトラブルの早期発見・早期対応のためにネットパトロール*を行う。
◆ 環境教育の推進	
成果	全ての学校において、体験活動を通じた環境教育に取り組み、教科学習においても環境問題に関する学習を行っている。
課題	専門的な環境学習を実施することができるよう、企業やNPO等と連携した活動を増やす必要がある。
今後の方向性	企業やNPO等を紹介する機会を増やしていくことで、環境学習の更なる充実を図る。
◆ 伝統・文化等に関する教育の推進	
成果	学校行事や地域と連携した活動を通して、児童生徒が伝統・文化に触れる機会が増えている。
課題	授業時数の確保と行事の精選を進めていく中で、継続して伝統・文化に触れる学習活動を確保することが課題である。
今後の方向性	教科の学習において、伝統・文化に触れる学習活動の更なる充実を図る。
◆ 体験活動の充実	
成果	心の絆宣言*に基づいた特色ある取組を、各学校において児童会・生徒会が主体となり進めている。
課題	心の絆プロジェクト*においては、児童生徒の代表者が交流することで、各学校の児童会・生徒会活動が活性化するように取り組んでいく必要がある。
今後の方向性	心の絆宣言に基づいた取組を一層充実させるため、中学校区ごとに連携し、連続した取組を進める。
◆ 福祉教育の推進	
成果	高齢者や障がい者との交流活動や手話、点字などの体験活動は充実している。
課題	体験を通じた福祉教育の更なる充実を図る必要がある。
今後の方向性	社会福祉協議会や関係機関と連携した福祉教育の充実を図る。
◆ 防災教育の推進	
成果	体験活動を通じた防災教育や副読本を活用した防災教育を全ての学校で実施した。
課題	充実した防災教育となるよう、校種間で連携した防災教育に取り組んでいく必要がある。
今後の方向性	各校の防災教育にかかる体験活動を情報交換し、効果的に防災教育を進める。

重点目標 ⑥ 「健やかな体」を養う

◆ 学校における体育及び運動部活動の推進	
成果	中学校部活動へ外部技術指導者等を派遣し、派遣した全ての学校がその効果を感じている。
課題	部活動の外部人材の活用は、教職員の働き方改革の観点からも効果的であり、充実に向けた取組が必要である。
今後の方向性	国の方針を踏まえ、外部指導者の更なる活用に向けた体制作りを進める。
◆ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査*」結果の分析を活用した体力・運動能力の向上	
成果	健康な生活を送るには、運動・睡眠・食事が大事だと感じている児童生徒の割合は高く、健康への意識付けが図られている。
課題	健康への意識向上を図るとともに、体力向上への取組も必要である。
今後の方向性	ウェルネス手帳を活用し、健康への意識向上を図っていくとともに、授業改善を行うことで体力向上を図る。
◆ 遊びや運動を通した子どもの居場所の創出	
成果	放課後子ども教室*においては、子どものスポーツ体験の推進を図った。志方児童館*が実施した各種事業により、遊びや運動を通して楽しく身体を動かして遊ぶ場を提供した。
課題	学校での活動場所やボランティアの確保が課題である。また、児童館の利用者数が年々減少している。
今後の方向性	安全・安心な子どもの居場所づくりの更なる充実に向け、環境及び体制の整備を図る。また、利用者のニーズに合わせ、事業の見直し等を進める。
◆ 食育の推進	
成果	家庭や地域と連携した食育や体験を通した食育は充実してきており、毎日朝食を食べる児童生徒の割合も高くなってきている。
課題	食育を推進するには、家庭との連携が不可欠であり、更なる連携を深めていく必要がある。
今後の方向性	ウェルネス手帳を活用し、家庭との連携を進め、食育の更なる充実を図る。
◆ 健康教育・安全教育の推進	
成果	専門家による健康教育については全ての学校で取り組んでおり、交通安全教室や防犯に関する安全教育についても取り組んでいる。
課題	児童生徒の健康や安全に対する意識向上のためには、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組んでいく必要がある。また、全小学校で「薬物乱用防止教室」を開催できるよう取り組む必要がある。
今後の方向性	引き続き、交通安全教室等、体験を伴う活動の充実を図る。

重点目標 ⑦ 社会的・職業的自立に向け、必要な能力を育成するキャリア教育*の推進を図る

◆ キャリア教育の推進	
成果	トライやる・ウィークなど体験を通したキャリア教育が充実しており、夢や目標を持っている児童生徒の割合は全国平均と比較すると高い。
課題	各発達段階におけるキャリア教育は充実してきているが、校種間の接続を充実させていく必要がある。
今後の方向性	中学校区連携ユニット 12*を活用し、校種間で連携したキャリア教育を推進する。

◆ 高等学校等と連携した適切な進路選択と継続した指導の推進	
成果	進路に関しては、定期的に担当者会を開催し、情報共有を図ることができた。
課題	生徒の希望も多様化しているため、個々に応じた進路指導ができるよう情報提供等に努める必要がある。
今後の方向性	進路担当者と委員会が情報共有を密に行い、個々の生徒に応じた進路指導の充実を図る。

重点目標 ⑧ 特別な支援や配慮を要する子どもへの支援の充実を図る

◆ インクルーシブ教育システム*の構築を見据えた取組の推進	
成果	「個別の指導計画*」の作成及び活用が図られてきた。また、特別な支援が必要な子どもの教育的ニーズに応じるため、スクールアシスタント*や補助指導員*を配置し充実を図っている。
課題	障がいのある子どもの多様なニーズに対し、人的支援体制が求められている。また、特別な支援が必要な幼児児童生徒の「個別的教育支援計画*」「個別の指導計画」の作成及び活用割合を増加させていくことが課題である。
今後の方向性	特別な支援が必要な子どもの教育的ニーズに応じて支援の充実を図るために、人的支援を含めた教育環境の整備、障がいについての理解、教職員の資質向上を図る。また、特別な支援が必要な子どもの「個別の指導計画」や保護者とともに作成する「個別的教育支援計画」の作成及び活用割合を更に高める。
◆ 特別な支援に関する更なる専門性の向上	
成果	特別支援教育に関する校内外研修や加古川養護学校における公開研修等の受講を通して、障がいの特性や支援の方法について教職員の理解が進んでいる。加古川養護学校等に在籍する医療的ケアを必要としている児童生徒に対して、研修を受講した全ての教員が対応できるようになっている。
課題	各校園内で特別支援教育の推進的立場である特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター*の専門性を高めるために、研修の充実を図ることが必要である。加古川養護学校は、市内の特別支援教育のセンター的機能を果たすために、教職員の専門性が求められる。
今後の方向性	特別支援教育に関する研修の充実を図り、担当教職員の専門性を高める。また、全ての教職員に特別支援教育に関する研修受講の機会を増やす。さらに、加古川養護学校教職員の特別支援学校の免許取得率を高め、専門性の向上を図る。
◆ 障がいのある子どもたちへの相談・支援体制の充実	
成果	全ての学校園において、校内外支援委員会を開催し、全教職員で特別な支援を要する子どもについて共通理解を図ることができている。また、ブロック別交流会や合同なかよし会等を通して、子ども同士の交流により相互理解を深めることができている。
課題	各校園内の相談窓口である特別支援教育コーディネーターの資質向上を図ることが必要である。また、心身障害児（者）連絡協議会との合同事業は事業内容を検討しながら取り組むことが必要である。
今後の方向性	国・県の動向を注視しながら、事業内容の見直しを行っていく。特別支援教育コーディネーターブロック会を通して、保幼小中高の連携を図るとともに、事例検討等を通して更なる研修の充実を図る。

◆ 外国人児童・生徒等及び帰国子女への教育支援

成果	日本語指導を必要としている児童生徒へのサポーター及びサポート員の派遣は概ねできており、満足度も非常に高くなっている。
課題	日本語指導が必要な児童生徒の母語が多様化してきており、サポーターの人材確保が課題である。
今後の方向性	加古川市国際交流協会や県の関係機関との連携を更に進め、人材確保に努める。

◆ アレルギー等のある子どもたちへの支援の充実

成果	アレルギー等への対応マニュアルが全学校で作成されており、学校支援専門医チームによる研修会の実施も多くなっている。
課題	アレルギーへの対応は命にかかわる重大な問題であるため、マニュアルに基づいた行動が取れるよう、定期的な研修が必要である。
今後の方向性	年度当初や様々な行事の計画段階において、マニュアルに基づいた行動の確認と各児童生徒の状況確認を行うよう、継続して周知を図るとともに、研修の充実を図る。

重点目標 ⑨ 心の通い合った生徒指導の充実を図る

◆ いじめ、不登校及び問題行動等に対する取組の推進

成果	学校は「学校生活に関するアンケート（アセス）*」「心の相談アンケート*」とそれに伴う「教育相談」を年2回実施するとともに、教育委員会との支援体制を構築することができた。また、いのちと心サポート相談員*等、相談体制の充実が図られたことにより、学校と連携した迅速な対応をすることができた。
課題	いじめ、不登校及び問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を行うために、より効果的、効率的な方法を考えていく必要がある。
今後の方向性	年々複雑化、多様化、困難化するいじめ、不登校及び問題行動に対応するために、教員の資質向上に取り組むとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもの支援に携われるよう啓発活動を推進する。

◆ 学校不応児童・生徒に対する指導や支援の充実

成果	不登校の子どもに対して、適応指導教室や協働学習の場を提供し、メンタルサポーター*を配置したことで、子どもの居場所づくりと社会的なつながりの維持につながった。
課題	全国的にも不登校は増加傾向であり、本市も同様の傾向がある。不登校の理由も複雑化、多様化しており、教員だけでなく専門的な立場の職員が連携しながら、よりきめ細やかな対応を行う必要がある。
今後の方向性	不登校支援の方向性がより多様化したことにより、子どもの居場所づくりに重点化した取組を検討する必要がある。現在の適応指導教室の運用の在り方について改善を図るとともに、民間施設との連携も視野に入れた不登校支援体制を検討していく。

▼ 基本的方向 3 信頼される教育の環境

重点目標 ⑩ 教職員を支える学校園の組織力の充実を図る

◆ 学校園評価*等を活用したより効果的な学校園の運営	
成果	学校園評価に基づいた改善、公表は全ての学校園で行われており、ホームページを活用した周知も増加した。
課題	より多くの市民に学校園評価を発信できるよう取り組んでいく必要がある。
今後の方向性	全ての学校園において、学校園評価結果をホームページで公開する。
◆ 学校園組織の運営体制の強化	
成果	各校園長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校園運営の実現に向けた取組を推進している。また、主幹教諭等の次代を担うミドル・リーダーの育成についても、充実した研修を実施することができた。
課題	大量退職・大量採用時代を迎え、教員の急激な若返りが進んでいる現状がある。就職氷河期で採用の少なかった40代の層よりも若い年代のミドル・リーダーの発掘と育成及び若手教職員の育成が喫緊の課題である。
今後の方向性	校園長会と連携し、組織的な学校園運営ができるように支援していくと同時に、次世代のミドル・リーダー及び若手教職員の育成を図る。
◆ 子どもと向き合う時間の確保	
成果	「定時退勤日」「ノー部活デー」「ノー会議デー」を実施するとともに、長期休業中の「学校閉庁日」についても広報を行い、学校園・家庭・地域が連携しながら実施した。統合型校務支援システム*を整備し、教職員の校務処理に係るICT*化を進めてきたことで、業務を効率化することができた。
課題	更なる超過勤務時間の縮減が求められているため、統合型校務支援システムの基本機能の使用に留まらず、様々なツールを活用し、校務処理の更なる効率化を進める必要がある。
今後の方向性	教職員が精神的なゆとりを持って、一人一人の児童生徒と向き合える時間を確保できるよう、更なる勤務時間の適正化に向けて継続して取り組む。また、統合型校務支援システムの機能を最大限活用し、校務処理の更なる効率化を支援するために、計画的・継続的な研修を実施する。
◆ 教職員のメンタルヘルス*の充実	
成果	全教職員対象のストレスチェックや産業医による巡視訪問についても計画通り実施し、安全衛生環境の整備に努めた。勤務時間に関する教職員の意識改革も進んでいる。
課題	教職員のワーク・ライフ・バランスについて、更なる意識改革が必要である。
今後の方向性	教職員の勤務時間の適正化について、更に推進するとともに、すぐに相談できる風通しのよい職場づくりや休暇制度を利用しやすい環境づくりを進める。

重点目標 ⑪ 教員の資質の向上を図る

◆ 経験年数や役職に応じた資質能力向上研修等の推進	
成果	教職員の資質・指導力の向上や喫緊の教育課題の解決に向けて、ライフステージに応じた実践的な研修を実施することで、参加者から高い評価を得ており、学校の教育力の維持・向上に寄与することができた。
課題	新学習指導要領の実施に向けて、様々な課題に対する研修の実施や内容の充実を図る必要がある。教職員の負担軽減や子どもと向き合う時間の確保を考慮しながら、研修の機会を確保することが課題である。
今後の方向性	ICT*の活用やプログラミング教育等、新たな教育課題や新学習指導要領に即応した研修の機会を提供するとともに、研修体系の見直しを図り、教職員の資質・指導力の向上を目指す。
◆ 免許状更新講習を通じた資質能力の向上	
成果	各教職員の免許状更新講習修了確認期限等を調査し、把握することで、教員免許状の更新が確実に実施されている。
課題	日常的に業務が忙しい中、大学で実施される更新講習が長期休業中等に集中しているため、受講の申込が希望通りいかない場合がある。早めの受講申込等に向けた啓発が必要である。
今後の方向性	教員免許の更新等の事務手続きに遺漏の無いよう学校を指導し、適切に処理を進め、情報提供に努める。
◆ 指導力の向上を要する教員へのフォローアップの充実	
成果	播磨東教育事務所の教職員支援相談員等と連携し、フォローアップ体制を整えることで、支援が必要であると思われる教員の早期発見・早期対応に努めている。
課題	いじめ等の問題行動の増加や、特別に支援を要する児童生徒や不登校児童生徒への対応など、学校を取り巻く環境は厳しい現状がある。
今後の方向性	校園長と連携しながら、教職員の勤務実態の把握に努める。また、援助が必要な教職員に対する支援を、関係機関と連携しながら継続する。

重点目標 ⑫ 安全・安心で、質の高い教育を支える環境を整備する

◆ 教育施設の老朽化対策等の環境整備	
成果	トイレや外壁を中心とした改修工事を実施するとともに、劣化状況調査結果に基づき、学校園施設長寿命化計画を策定した。
課題	学校園施設全体で老朽化が進んでいるため、トイレや外壁等の部分改修だけでなく、改築や長寿命化改修を検討していく必要がある。
今後の方向性	学校園施設長寿命化計画に基づいて、改築や長寿命化改修工事を含めた工事を計画する。また、事後修繕から予防保全への転換に努める。なお、両荘地区小中一貫校基本構想に基づき、9年間一貫した質の高い教育を実施するための増改築を行う。

中学校給食の実現	
成果	日岡山学校給食センターの完成に伴い、新たに6校の給食を開始した。また、(仮称)神野台学校給食センターの建設工事と、受配校の配膳室整備に着手した。
課題	食中毒や異物混入の防止対策、アレルギー対応など、給食開始校への徹底した安全管理体制を整える必要がある。また、(仮称)神野台学校給食センターの建設工事と、受配校の配膳室整備を滞りなく進める必要がある。
今後の方向性	施設整備を着実に進め、市内全中学校で安全・安心な給食を実施する。
◆ 学校図書館の整備の推進	
成果	図書資料の計画的な購入により、整備率の向上が図られた。
課題	蔵書数を増加させるためには、図書館の蔵書棚の拡充等の課題がある。
今後の方向性	計画的な新規購入及び廃棄により、魅力ある図書の充実及び図書標準の達成を目指す。
◆ 教材・教員の整備の推進	
成果	計画的な購入により、整備率の向上が図られた。
課題	学校園の運営管理の充実を図るためには、より計画的な整備が求められている。
今後の方向性	学習指導要領の改訂や幼稚園教育要領等に速やかに対応し、有用な教材の整備を計画的に行う。
◆ 学校園のICT*環境の整備・充実	
成果	統合型校務支援システム*全校導入により校務の効率化が進んだ。また、ICT機器の活用についての研修会を実施し、教職員のICT機器の活用能力の向上に寄与できた。
課題	一人一台のパソコン端末をはじめとしたICT機器を有効活用するために、デジタル教科書・教材等の学習用ソフトウェアの導入が急務である。
今後の方向性	一人一台のパソコン端末や電子黒板などのICT機器を最大限に活用できるデジタル教科書・教材等を早期に導入し、ICT環境の充実を図る。
◆ 教育に関する研究成果等の蓄積・活用	
成果	毎年20名の研究員が、年間を通して実践的研究を行い、その成果を研究発表会及び研究紀要によって全学校へ提供することによって、教職員の指導力の向上に寄与できた。
課題	複雑化・困難化していく教育課題に対応するための調査・研究の必要性は一層高まると予想される。その中で、多忙化している教職員の研究活動の機会の確保と研究意欲の高揚を図ることが課題である。
今後の方向性	研究員の負担を考慮しながら、より効率的で効果的な調査・研究の方法を模索し、研究成果の蓄積と活用を図る。

◆ 地域ボランティア等との連携やICT*の活用による学校園内外の安全確保	
成果	関係機関と合同点検を実施するとともに、交通安全指導員を配置し、児童生徒の安全確保に努めた。不審者情報マップ*のホームページアクセス数及び子ども安全ネットかこがわ*の登録者数は増加しており、市民の防犯意識が高まっている。
課題	依然として危険な箇所も多く、新たな対策も限られてくる中で、児童生徒の安全を確保していく必要がある。また、地域や保護者でシステム未登録やシステムの存在自体を知らない状況がある。
今後の方向性	過去に点検を実施した危険箇所についても再点検を行い、児童生徒の安全確保に努める。また、交通安全指導員については、地域や保護者、学校の実情を踏まえ今後のあり方を検討していく。市民の防犯意識の更なる醸成のため、システムのPRをより積極的に多様な手段で行う。

重点目標 ⑬ 教育委員会の機能の充実を図る

◆ 教育委員会の活性化	
成果	教育委員による学校園訪問を実施することで、学校園の現状や学校園が抱える課題について把握することができた。
課題	学校園訪問の日程については学校園側の希望により決定しているため、教育委員がすべての学校園を訪問することが難しい。
今後の方向性	学校運営協議会*での熟議*内容を教育委員会に報告していくことで、地域住民の考えを反映させる。
◆ 教育委員会制度改革への対応	
成果	教育委員会において承認された会議録を迅速に公開することで、教育委員会会議の透明性の確保を図ることができた。
課題	承認から公開までの期間を引き続き短縮することに努めなければならない。
今後の方向性	教育委員会会議の会議録を迅速に公開し、住民への説明責任を果たすとともに、教育委員会の透明化を図る。
◆ 教育委員会の点検及び評価の実施	
成果	公表ページのアクセス数は、一定数の閲覧は得ている。
課題	例年400回前後のアクセス数であるため、特定の方にしか閲覧されていないことが想定される。より多くの閲覧を得るために、より分かりやすい報告書の作成、また、公表についてはより積極的に多様なPRを検討する必要がある。
今後の方向性	教育委員会の事務に関して市民に対する説明責任を果たすため、より分かりやすい報告書を作成するとともに、効果的な公表方法とPR方法について検討していく。

▼ 基本的方向 4 「学び」が生かせるまちづくり

重点目標 ⑭ 生涯学習の推進と学習成果を生かす地域をつくる

◆ 図書館等を活用した住民の学習活動の推進	
成果	各図書館における活動や取組によって、利用を促進し、生涯学習の機会提供を図ることができた。
課題	図書館においては、住民のニーズを把握して一層効果的な事業の展開が必要である。
今後の方向性	図書館においては、多様化する利用者のニーズの把握と事業の工夫に努めながら、読書を通じた学習環境を整え、子どもから高齢者まであらゆる層の利用者の学習活動を支えていく。
◆ 公民館等を活用した地域の拠点づくりの推進	
成果	社会教育推進員・福祉教育推進員*による地域活動、公民館事業による地域の力を活用した地域拠点づくりは一定の成果をあげている。
課題	社会教育推進員・福祉教育推進員活動においては、地域特性により活動に差がある。公民館事業においては、学習したことを地域に還元するための仕組みづくりが課題である。
今後の方向性	社会教育推進員・福祉教育推進員は、地域活動に不可欠な存在であるため、更なる活動の活性化を図る。公民館事業においては、地域の生涯学習拠点にふさわしい事業づくりに努める。
◆ 人権教育等の社会的課題に対応した学習機会の充実	
成果	研修等を通して、地域人材の育成と資質向上に寄与している。また、学校園、家庭、地域のあらゆる場において啓発を図るとともに、継続した懇談会や研修等が、様々な人権課題の解決に向けての学習の場となり、市民全体の人権意識の高揚を図ることができた。
課題	人権研修や町内懇談会、講演等における参加者の固定化、高齢化が依然として課題となっている。
今後の方向性	地域活動を担う人材に対し、人権教育の学習機会を提供していく。また、人権文化センター、男女共同参画センターを人権課題解決に向けた取組の拠点として、人権教育、啓発活動を推進し、更に幅広い年齢層や様々な立場の方が気軽に参加できるように、研修日時や内容設定の工夫、講師の選定等を行う。
◆ 地域における身近なスポーツ環境の整備	
成果	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のツバル及びブラジルの「ホストタウン」の認定を受け、市内スポーツ団体との連携事業やスポーツボランティアの育成確保のための事業実施など、スポーツをサポートする環境整備が進んでいる。
課題	多様化する市民ニーズの把握と国の動向や社会情勢の変化による対応を踏まえた計画の進行管理が必要である。
今後の方向性	「加古川市スポーツ推進計画」に基づく具体的施策を効果的・効率的に取り組むとともに、今後、変わりゆくスポーツの多様性に対応できるよう各スポーツ団体と連携し、環境整備についても検討していく。また、障がい者スポーツへの理解や普及促進について積極的に取り組む。

◆ 文化財の保護と活用の推進	
成果	文化財の修理や管理、博物館や現地での公開や情報発信等、重要な文化財の保護と活用について一定の成果をあげている。
課題	地域の歴史文化について、全体像の把握、価値の顕在化、イメージの共有、地域間・主体間の連携、人材育成・発掘、資金の確保、周辺環境と一体的な保存と活用、まちづくりへの活用等が課題である。
今後の方向性	文化財の保存と活用を図るために、歴史文化資源の価値を顕在化し魅力を高めること、また、歴史文化資源の魅力を地域内外に発信し定住促進、観光振興、産業振興などにつなげることを目指す。

重点目標 ⑮ 地域と大学等の連携を通じた教育環境を整備する

◆ 地域・大学等の連携による特色ある取組の支援	
成果	自然学校指導補助員など、教育活動に多くの大学生が参加し、協定を結んでいる大学から多くの講師を招き、教職員の研修が充実した。
課題	協定を結んでいる大学との更なる連携が課題である。
今後の方向性	協定に基づく研究・研修の更なる充実を図る。
◆ 生涯を通じて大学等で学べる教育環境の整備	
成果	全公民館で高齢者大学を実施し多くの高齢者が学習している。
課題	高齢者人口は増加しているが、受講者数がほぼ横ばいまたは減少傾向にある。また、学習ニーズが多様化し画一的な学習内容では不十分になってきている。
今後の方向性	学だけでなく学習成果を発揮できる場の提供を行う。

第3章 加古川市が目指す教育の姿

1 加古川市の教育の基本理念と目指すべき人間像

学校教育をはじめとした生涯学習全般を通じてよりよい社会を創るために、本市の教育が目指す理念として、前計画を受け継ぎ、次の基本理念とします。

加古川市の教育の基本理念

ともに生きるこころ豊かな人づくり

上記の基本理念を達成するため、「教育は人づくり」という視点に立ち、子どもが培うべき力を見据えた上で、目指すべき具体的な人間像を掲げます。

目指すべき具体的な人間像

努力する人

自ら生きる力を育み 生涯にわたり 夢や目標に向かって 努力する人

生きる力（確かな学力（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体））をバランスよく身に付け、生涯にわたって、夢や目標を持って学び続ける人

心あたたかい人

互いに支え合い 命を大切にする 心あたたかい人

思いやりや寛容の心を持ち、様々な人々とともに生きる態度を身に付け、命と人権を大切に
する人

行動する人

未来を切り拓こうと 自覚と責任を持ち 主体的に 行動する人

公共の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて他者と協働し、自ら考え主体的に行動
する人

2 加古川市の教育が目指す基本的方向

基本理念や目指すべき人間像を踏まえ、本市の教育が目指す基本的方向は、以下の4つに分類されます。

これら4つの基本的方向は、本市が目指す人間像と、実際に展開される教育に関する施策や事業とを結び付け、本市の教育において総合的かつ計画的に取り組むべき重点目標の方向性を示すものです。

加古川市の教育が目指す基本的方向

1 地域総がかりの教育の推進

学校園・家庭・地域、また校種間のつながりで育む教育により、子どもの学びや育ちを支えます。

2 子どもの未来を切り拓く力の育成

加古川市の未来を担うすべての子どもの「生きる力」を育みます。

3 質の高い教育を支える豊かな教育環境の整備

子どもが安全に安心して学べる環境づくり、誰からも信頼される学校づくりを目指します。

4 生涯にわたって学ぶことのできる環境の整備

一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、学び続けることができる機会と環境づくりを進めます。

基本的方向 1 地域総がかりの教育の推進

学校園・家庭・地域、また校種間のつながりで育む教育により、子どもの学びや育ちを支えます。

学習指導要領においては、予測困難な社会を主体的に生き抜く子どもの育成に向けて、「社会に開かれた教育課程」、「地域との協働」、「校種間の接続」等のキーワードが記載され、その重要性が示されています。

学校園・家庭・地域の連携として、令和3年度から市内すべての小・中・養護学校において設置される学校運営協議会*を中心に、地域住民との連携・協働を更に進め、持続可能な組織として子どもの学びと育ちを支えます。

また、校種間の連携として、これまでの「中学校区連携ユニット12*」の取組を深化させながら、地域の実情に応じ、小中一貫教育*や学校園連携教育*、ユニット単位での学校運営協議会設置等の取組を行い、12のユニットから新たなユニットの枠組を検討し、一層の充実を図ります。

基本的方向 2 子どもの未来を切り拓く力の育成

加古川市の未来を担うすべての子どもの「生きる力」を育みます。

今後グローバル化がより一層進展し、今以上に人、もの、金、情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化することに加えて、ICT*や人工知能(AI)等の情報技術の急速な発達によって社会の著しい変化が予想されています。これらグローバル化や超スマート社会(Society5.0)*に対応した教育を進める必要があります。

教育を取り巻く大きなうねりの中にあっても、教育の目的は人格の完成を目指すことであることを再確認し、多様性を認め、人権を尊重する子どもの育成を基盤とし、学習指導要領に基づき、子どもの発達段階や多様なニーズを踏まえて、就学前から中学校までの接続を重視しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成するための取組を推進します。また、不登校をはじめ、いじめや問題行動への対応など、特別な支援が必要な子どもの教育的ニーズに応じられるよう、支援の一層の充実を図ります。

基本的方向3 質の高い教育を支える豊かな教育環境の整備

子どもが安心して学べる環境づくり、誰からも信頼される学校づくりを目指します。

誰からも信頼される学校づくりのためには、子どもが未来に向かって生き生きと学ぶための学習環境を整備するとともに、教職員一人一人がその専門性や指導力の向上に努め、十分にその能力や適性を発揮するなど、学校園全体の組織力、教育力を高め、機動的に対応できる組織を構築することが大切です。

そのため、校園長のリーダーシップのもと、教職員の協働体制を確立するとともに、教職員が精神的なゆとりを持って、子ども一人一人と向き合える時間を確保できるよう、更なる勤務時間の適正化に向け、継続して取り組んでいきます。

また、子どもが安心して学校園生活を送るために、学校施設の老朽化対策をはじめとした教育施設の整備や、よりよい教育環境づくりのために学校規模の適正化を進めます。

基本的方向4 生涯にわたって学ぶことのできる環境の整備

一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、学び続けることができる機会と環境づくりを進めます。

社会が大きな転換期を迎えるにあたり、生涯学習の重要性は一層高まっています。すべての人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果を生かすことができる仕組みづくり、そして、それぞれのライフサイクルや様々なライフステージにおいて必要となる能力を着実に身に付け、自己実現を図る人づくりが求められています。

そのため、地域住民にとって最も身近な学習・交流の場であるとともに、人づくり・まちづくりの拠点として重要な役割を果たしている社会教育施設と学校教育が連携を密にし、ふるさと加古川の文化やスポーツを通じた心温まる交流機会を創出し、人生100年時代*の学びを推進します。

3 「加古川ならではの」の教育の推進「かがわスマート・リンク」 ～「ユニット」「スマート」「ハートフル」をつなぐ加古川オリジナルの学び～

※リンク（L・I・N・K）は英語で「輪」「環」「絆」「つながり」を意味し、未来の加古川オリジナルの学び“Learning with ICT for New Kakogawa”を意味している。

第1期、第2期かがわ教育ビジョンでは、第3期も継続する基本理念「ともに生きるこころ豊かな人づくり」や目指すべき具体的な人間像等に基づき、事業を展開してきました。

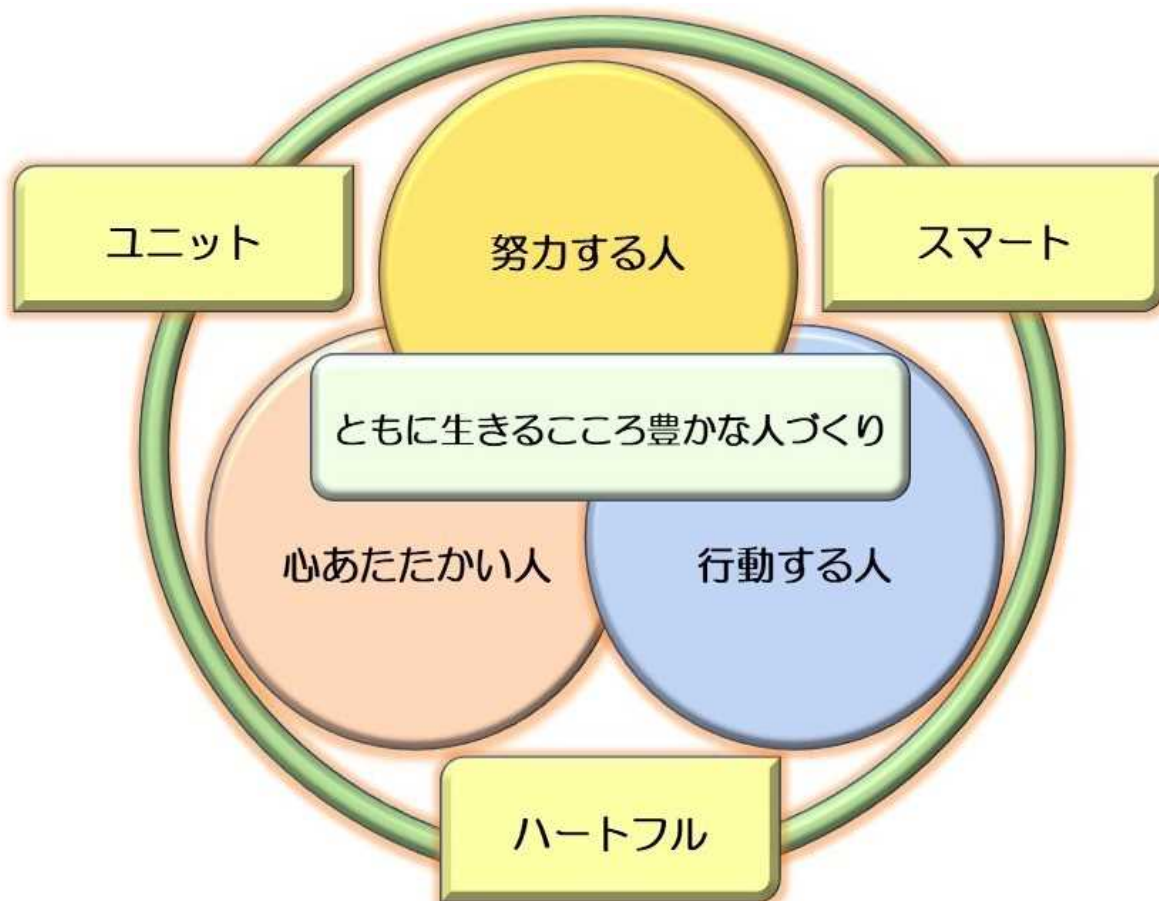
多くの成果がある中、とりわけ、学校園、家庭、地域をつなぐ「中学校区連携ユニット12*」は、一貫した方針のもと、教育に対する学校園・家庭・地域の「ヨコ」の連携と、校種を超えた学校園間の「タテ」の連携に継続的に取り組んできたことにより、地域総がかりの教育が充実し、学校教育、家庭教育、社会教育への包括的なアプローチが実現しました。このような学校を中心とする地域の実情に沿った連携は、全国において他に類を見ない本市の教育の大きな特徴です。

また、学力向上への手立てとして、「ことばの力育成プログラム*」による実践や「主体的・対話的で深い学び*」を目指した「協同的探究学習*」による授業の改善など、全市レベルでその研究・実践に取り組んできました。これらは、他からも注目される特徴的な取組となっています。一方で、GIGAスクール構想*により、教育環境が大きく変わろうとしている中、従来の教育実践とICT*のベストミックスを図り、超スマート社会（Society5.0）*を主体的・能動的に生き抜く子どもを育成する必要があります。

さらに、本市では、これまで一人一人が人権に対する意識を高め、日常の中でお互いを尊重し、ともに生きる社会の実現を目指して多くの取組をしてきた歴史があり、グローバル社会に生きる市民として、多様な価値観を認め合う「ダイバーシティ*」への対応もより必要性が高まっています。そのような中、とりわけ、貧困、虐待、いじめ、不登校など、子どもを取り巻く環境は、ますます複雑化、深刻化しており、すべての子どもを人格を持った一人の人間として尊重し、居場所を確保することで、個々が持っている可能性を最大限に引き出すことが重要になります。そのことが、生き生きとした活気ある社会創出の原動力となり、社会的弱者に優しいまちづくりにもつながり、今まさに社会に求められていることです。

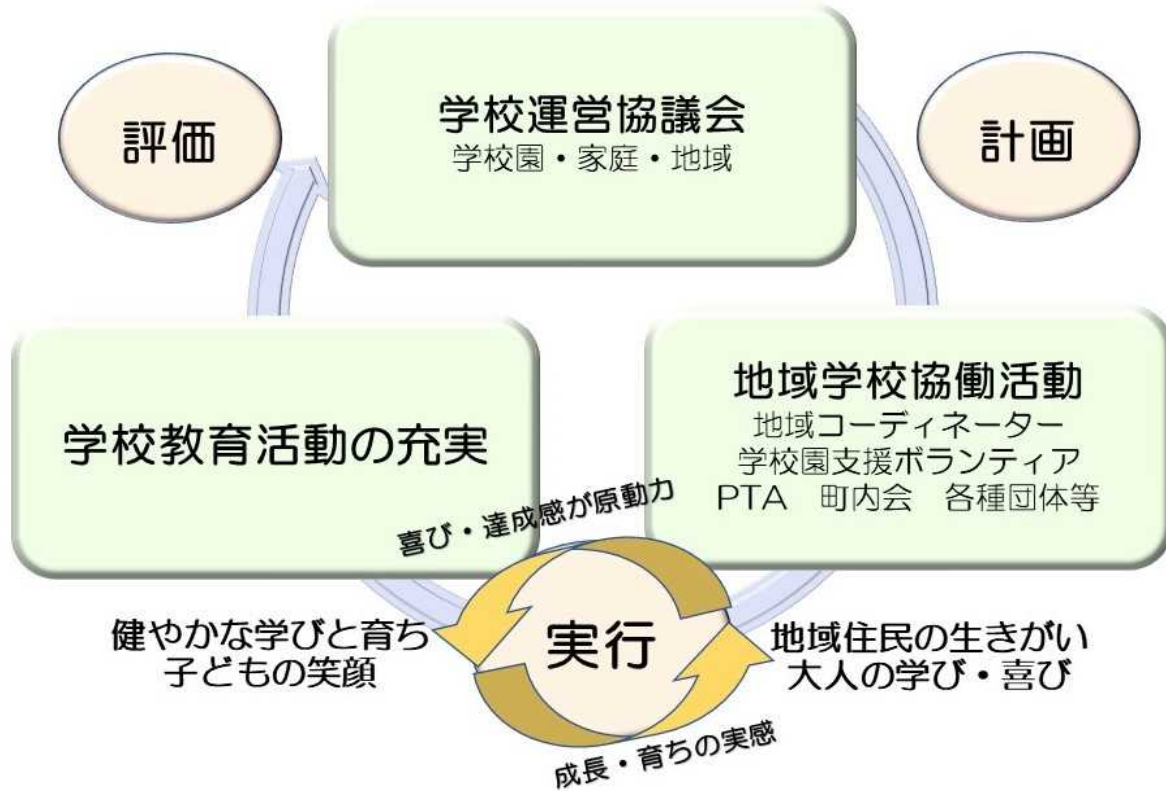
これらを踏まえて、今後特に注力する本市の教育の柱を「ユニット」「スマート」「ハートフル」と位置付け、教育の基本理念や目指すべき人間像の実現に向け、それらをつなげる「加古川ならではの」教育「かこがわスマート・リンク」を推進していきます。

【かこがわスマート・リンクのイメージ】



1 ユニット

Key Word 🔍 学校運営協議会*を中心とした連携・協働



社会全体に目を向けると、一億総活躍社会や生涯現役社会の実現、多様な人材が持つ視点や発想、価値観の活用について、その重要性に対する認識が高まっています。本市が、このような様々な環境変化への対応力を高め、将来にわたって変革を重ね、持続的に成長を遂げていくためには、これまで進めてきたコミュニティ・スクール*を更に進化させ、多様な人材の受け入れにとどまらず、その成長と活躍の実現を目指すことが不可欠です。

本市においては、令和3年度から、市内すべての学校において学校運営協議会を設置し、学校園・家庭・地域の連携・協働を進めていきます。学校運営協議会においては、教職員・保護者・地域住民をはじめとする関係者が、当事者意識を持って熟議*を重ね、協働して活動すること、さらに、学校長のリーダーシップのもと、チームとして力を発揮できるようマネジメント力を強化することにより、「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」への転換を目指します。

さらに、「学校を核としたまちづくり」に向けて、地域住民等の参画や地域の特色を生かした取組を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子どもを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

Key Word 🔍 中学校区連携ユニット 12*から学校園連携ユニットへ

これまで、本市の教育の特色の一つとして取り組んできた「中学校区連携ユニット 12」では、中学校区を一つの単位（ユニット）とし、その地域の認定こども園・幼稚園・保育所、小学校、中学校、特別支援学校が相互に連携し、家庭、地域とも連携を図りながら、子どもの連続した学びや育ちを支援してきました。

こうした取組をより一層推進するため、学校運営協議会*を設置し、これまで以上に家庭や地域との連携を推進するとともに、「中学校区連携ユニット 12」は校種間連携をより一層充実させ、地域の実情を勘案しながら更に深化させた「学校園連携ユニット」として取組を進めます。小中一貫教育*や学校園連携教育*、ユニット単位での学校運営協議会設置など、地域の実態に応じて取り組むことにより、子どもの「生きる力」（知・徳・体のバランスの取れた力）の育成を図ります。

2 スマート

Key Word 🔍 ICT*を活用した教育の推進

現在の社会は、グローバル化が加速し、超スマート社会（Society5.0）*の到来や、ビッグデータ*や人工知能（AI）をはじめとする技術革新の急速な進展など、社会情勢は目まぐるしく変動しています。ICTによる技術革新が一層進展する中で、ICTの特長を生かした授業改善、情報活用能力等の育成や子どもの情報モラルの向上が急務となっています。

本市では、一人一台のパソコン端末を活用し、子ども一人一人に応じた学習を充実させるとともに、子どもの興味・関心を高め、知識や理解が深まる授業づくりのために、パソコン端末等のICT機器の効果的な活用だけでなく、多様な意見に触れ、協働して学ぶ学習を効果的に行います。さらに、教職員の指導力を向上させるため、パソコン端末等の活用に関する研修の充実を図ります。

Key Word 🔍 未来を拓く学びの実現

これからの予測困難な時代を主体的に生き抜くためには、新たな知の創造を目指す必要があります。学習指導要領においても、新しい時代を切り拓き、持続可能でよりよい社会のつくり手として期待される子どもに求められる資質・能力として、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つの力をバランスよく育むことなどが示されています。

本市の未来を担うすべての子どもに、これからの時代に求められるこれらの資質・能力を育成するために、協同的探究学習*等を踏まえた授業改善を着実に実施し、「主体的・対話的で深い学び*」を実現することができるよう、各取組を推進します。

3 ハートフル

Key Word 🔍 人権文化の創造

人権教育及び啓発は、様々な教育活動の中心を形成するものであり、子どもを取り巻く人権課題をはじめとして、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ*、インターネットによる人権侵害など、今なお残る多くの人権課題に市民一人一人が自発的に関わり、自らの問題として捉え、その解決に向けて理解を深めることが重要となります。

同時に、一人一人がそれぞれの個性を持つ多様な存在であるという立場に立ち、互いの多様性を認めたり、人間としての共通性を再認識したりしながら主体的に協働する精神が、これからの社会を変えていく上で不可欠です。

本市において、次世代の社会を担う子どもの人権尊重意識を高め、豊かな人権文化の創造に向けた取組として、学校園・家庭・地域、関係機関、関係団体等と連携を図りながら、感性に訴える人権教育をはじめ、他者との関わり合いや様々な体験活動を通じた人権尊重の精神を育む教育や保育を進めます。さらに、教職員が人権課題や人権教育に関する認識を深め、豊かな人権意識を備えた指導力が身に付くよう研修等の充実を図ります。

Key Word 子どもの居場所づくりの推進

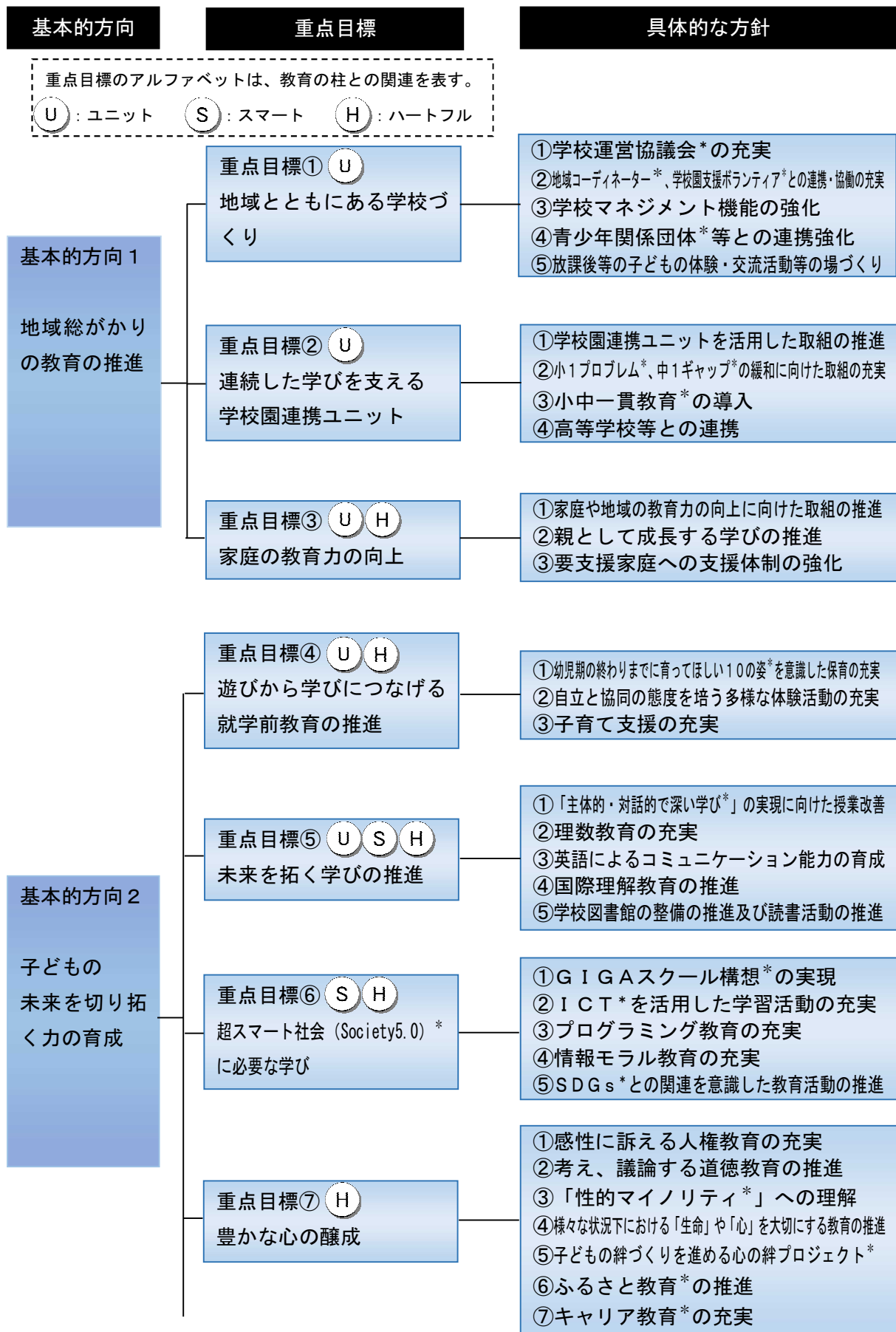
いじめ・不登校等への対応は、年々複雑化、多様化、困難化してきていることから、その未然防止と早期発見・早期対応を強化するため、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*、メンタルサポーター*の積極的な活用を行うとともに、学校内での組織的・機動的な指導體制の確立や心理的な支援の充実、関係機関との連携の推進など、支援体制の強化を図ることが重要となります。また、様々な取組を確実に推進していくために教職員の資質向上に取り組むとともに、学校園・家庭・地域が一体となって子どもの支援に携われるよう啓発活動を推進することで、「今日も学校が楽しかった」「明日も学校に行きたい」と思える、魅力ある学校・学級づくりを推進します。

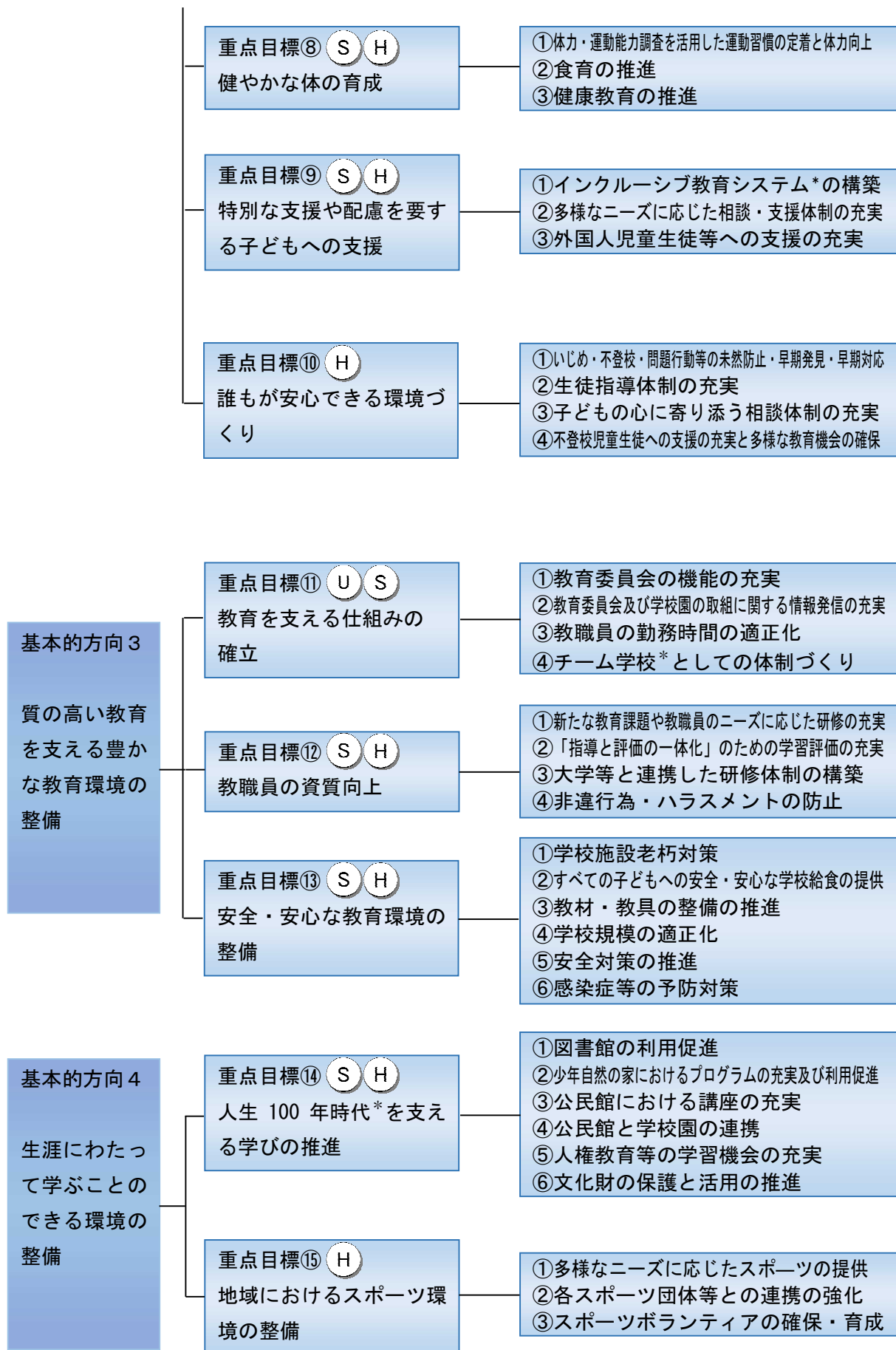
子どもの社会的自立を支えるために、長期的視点に立ち、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく連続・一貫した支援を受けられるよう学校園の連携を推進するとともに、早期支援のための就学相談や関係機関との連携強化を図るなど、専門的な視点から対応する仕組みを整えます。

Key Word 文化とスポーツを通じた交流

人生100年時代*の学びを推進し、ふるさと加古川の文化やスポーツを通じた心温まる交流機会を創出するため、地域における生涯学習やコミュニティ活動の拠点である社会教育施設において、市民の様々なニーズや地域の課題、現代的課題に対応した学習・活動機会を提供するとともに、市民に「集う」「学ぶ」「結ぶ」ことを促し、学校や家庭、地域の一層の連携を図ります。また、各施設の特徴を生かしながら、市民の自主的な生涯学習への支援を行うとともに、暮らしや地域の課題に応える情報発信の充実を図ります。

4 第3期「かこがわ教育ビジョン」の計画体系図





5 第3期「かがわ教育ビジョン」における15の重点目標

4つの基本的方向に沿った15の重点目標を掲げ、本市の教育の特色を生かした取組を進めていきます。

15の重点目標については、本市の教育理念や目指すべき人間像を実現するための根幹を成す重要課題であるとの認識のもと、総合的かつ計画的に取組を推進します。

なお、本計画の進行管理については、毎年実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、教育委員会が自己評価を行い、その結果を公表します。

●評価指標の設定について

本計画期間中（令和3～令和6年）における各重点目標の達成度を測るひとつの目安として、各重点目標において主な評価指標を設定します。これらは重点目標の達成度を評価する際に参考とするための指標であり、これらの指標のみをもって重点目標の成果とするものではありません。重点目標の成果は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

▼基本的方向1 地域総がかりの教育の推進

① 地域とともにある学校づくり

令和3年度から市内すべての小・中・養護学校において設置される学校運営協議会*を中心に、地域住民との連携・協働を更に進め、持続可能な組織として子どもの学びと育ちを支えます。

【具体的な方針】

◆ 学校運営協議会の充実

学校園・家庭・地域が連携し、地域に開かれた教育課程を実現するために、先進事例等についての情報共有を図るとともに、熟議*することより、学校運営協議会の充実を図ります。

また、保護者や地域住民が参画した学校園運営により、長期にわたり持続可能な取組を進めます。

◆ 地域コーディネーター*、学校園支援ボランティア*との連携・協働の充実

学校園支援ボランティアを活用した取組の一層の充実を目指し、多様な人材を募集するとともに、ユニット内での人材共有等を図ります。

また、地域との連携・協働体制の更なる充実を目指し、地域コーディネーターの配置拡充に努め、研修や先進的な取組の情報共有等を行い、地域コーディネーターのコーディネート機能強化を図ります。

さらに、地域学校協働活動*の取組と学校運営協議会*を結び付けていくために、各学校運営協議会委員への地域コーディネーターの委嘱を推進し、学校園の経営方針に沿った地域学校協働活動を展開していくことで、社会に開かれた教育課程の実現を図ります。

◆ 学校マネジメント機能の強化

校長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となり、各地域の特色を生かした学校経営が行える組織づくりを進めます。そして、家庭や地域との連携をより深め、地域とともにある学校づくりを進めるために、学校運営協議会や地域学校協働活動と連携・協働する体制を確立するとともに、学校園評価*の結果を広く公開し、子どもにとってよりよい学校運営を目指します。

◆ 青少年関係団体*等との連携強化

地域社会の中で、子どもが心豊かで健やかに育まれる環境づくりや、社会全体のモラル向上を図るため、町内会やPTA、青少年関係団体等との連携を深め、地域総がかりで子どもを育む活動の充実を推進します。

◆ 放課後等の子どもの体験・交流活動等の場づくり

子どもの健全育成を目指して、児童クラブ*については、「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画*」に基づき、安全・安心な活動拠点として適切な遊び及び生活の場を提供します。また、放課後子ども教室*についても、地域住民の参画のもと、学習活動及び多様な体験・交流活動等の場の提供を計画的に実施します。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
家庭や地域と協働した取組により、教育活動が充実した学校の割合 ※	90%	95%
学校運営協議会*や地域学校協働活動*等の仕組みを生かして家庭や地域と連携した取組を実施した学校の割合	83%	90%
学校園支援ボランティア*の活動延べ人数	80,801人	89,000人
学校運営協議会委員になっている地域コーディネーター*の割合	52.6%	80%
放課後子ども教室*参加児童数（小学校実施分）	1,007人	1,200人

※全国学力・学習状況調査* 学校質問紙 より

② 連続した学びを支える学校園連携ユニット

これまでの中学校区連携ユニット12*の取組を充実させながら、地域の実情に応じ、小中一貫教育*や学校園連携教育*、ユニット単位での学校運営協議会設置等の取組を行い、12のユニットから新たなユニットの枠組を検討し、一層の充実を図ります。

【具体的な方針】

◆ 学校園連携ユニットを活用した取組の推進

これまでの「中学校区連携ユニット12」での取組を生かして、校種間の円滑な接続と就学前から中学校卒業までの連続した学びと育ちの一層の充実を図ります。

また、学校運営協議会等と連携し、効果的な取組を進めていきます。

◆ 小1プロブレム*、中1ギャップ*の緩和に向けた取組の充実

校種間の連携を進める「学校園連携ユニット」を活用し、小1プロブレム、中1ギャップの緩和による円滑な接続を実現させます。

また、各ユニットの取組とその成果を全ユニットにおいて共有することで、更に充実した活動へとつなげていきます。

◆ 小中一貫教育の導入

9年間の連続した学びを実現する、一貫校を含めた小中一貫教育の導入について、学校運営協議会を中心に地域の実情に応じた協議を進めていきます。

◆ 高等学校等との連携

将来の夢や目標を持ち、学び続ける子どもの育成を目指し、高校生との交流活動の推進や大学、企業等との連携など、子どものキャリア発達を促す支援を進めます。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
校種を越えた指導内容の繋がりについて教職員の理解が深まったと感じたユニットの割合	73%	83%
高等学校等と連携した取組を行ったユニット数	1ユニット	6ユニット

③ 家庭の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭において、保護者が自信を持ち、安心して子育てをすることができるよう、社会全体で共同・共生・共有の視点を持ち、家庭の教育力の向上を支援します。

【具体的な方針】

◆ 家庭や地域の教育力の向上に向けた取組の推進

P T Aが主体となり、家庭教育大学*を実施し、家庭の教育力の向上を図ります。

また、地域の教育力の向上及び地域の絆づくりの推進のため、各町内会の社会教育推進員・福祉教育推進員*を地域のリーダーとして養成していきます。

また、図書館では、家庭での読書環境が整備されるよう、「家読（うちどく）*」の推進をはじめ、様々な機会を捉えて保護者に向けた啓発を行うとともに、子ども読書講演会の実施や子どもの読書に関する相談窓口の設置等を通じて家庭での取組を支援します。

◆ 親として成長する学びの推進

子育てプラザ*や幼稚園等において、各種講座の実施や子育てに関する相談への対応、親子のふれあいや親同士の仲間づくりの場の提供を行うことにより、子育てに対する情報の提供や不安の解消を図り、子育てを通じた親としての成長や家族の

絆づくりを支援します。

また、子どもの発達・成長段階に応じた学習や生活習慣の定着についての啓発を図るため、全国学力・学習状況調査*等のリーフレット等を活用し、家庭学習の大切さについても広く周知します。

さらに、小学校1年生の保護者に、家庭教育や子育ての基本的な内容を記載したパンフレット「家庭教育1・2・3」を配付し、活用を推進していきます。

◆ 要支援家庭への支援体制の強化

児童虐待を未然に防止するため、児童虐待防止に関する知識の普及や、地域住民の役割についての意識啓発を図るとともに、児童虐待を早期発見し、子どもの迅速かつ適切な保護を行うため、各関係機関との連携を深め、切れ目のない支援が行えるよう体制の強化を行います。

また、スクールソーシャルワーカー*を中学校区に配置し、子どもを取り巻く環境へ対応し、学校と家庭・地域や福祉関係機関との連携を図り、子どもや家庭への組織的な支援を行います。

さらに、家庭児童相談員*を配置し、相談業務等を含め、要保護児童*を抱える家庭への支援を行うとともに、各種機関が開催する研修会への積極的な参加を通じて相談員のスキルアップを図り、相談員の安定的な確保を行います。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
家庭教育大学*全市研修会の参加者アンケートによる満足度	87.8%	90%
子ども読書講演会参加者の満足度	93%	95%
学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）「勉強をしている」と回答した子どもの割合 ※	96.6%	98%
スクールソーシャルワーカーの活動状況（5段階評価）	3.6	4.0

※全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙 より

▼基本的方向2 子どもの未来を切り拓く力の育成

④ 遊びから学びにつなげる就学前教育の推進

人格形成にとって重要な幼児期に、遊びや生活の中での多様な体験を通して、心身ともに調和のとれた成長を遂げることができる環境を創造するとともに、就学前教育の学びが小学校での生活に円滑につながるよう、就学前までの幼児期にふさわしい保育を推進します。

【具体的な方針】

◆ 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿*を踏まえた保育の充実

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」を視点にしたアプローチカリキュラム*を作成します。

また、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児期において身に付けさせたい資質・能力を育む教育・保育の充実を図るとともに、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期から児童期にかけての教育のつながりや連携体制を構築します。

◆ 自立と協同の態度を培う多様な体験活動の充実

自然や動植物とのふれあい、幼児・児童・生徒、高齢者等との交流や地域行事への参加など、心身の調和のとれた発達を促す多様な体験の充実を図ります。

また、生活の中で感動体験を通して感じたこと、考えたことを言葉や様々な方法で表現したり聞いたりして、伝え合う力、人と関わる力を育てます。

さらに、幼児の育ちの姿をドキュメンテーション*で表し、研修を通して就学前教育全体の質の向上を図るとともに、ドキュメンテーションをホームページに掲載し、市内の子育て世代情報発信に努めます。

◆ 子育て支援の充実

延長保育、一時預かり、病児・病後児保育*等の事業の継続・拡充を進めるとともに、引き続き、施設を中心とした保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言の拡充を図り、認定こども園、幼稚園及び保育所を活用した子育て支援を推進します。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
市立認定こども園、幼稚園における預かり保育*人数	211人	250人
研修で学んだことを活かして保育の工夫・改善を行うことができたと答えた幼稚園教諭の割合	—	100%

⑤ 未来を拓く学びの推進

学習指導要領が示す資質・能力が身につくように、協同的探究学習*等を踏まえた授業改善を着実に実施し、基礎・基本の定着と「主体的・対話的で深い学び*」を実現することができるよう、各取組を推進します。

【具体的な方針】

◆ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」を実現し、質の高い学びとなるよう、協同的探究学習を核とした授業改善に取り組みます。

◆ 理数教育の充実

科学技術の土台となる理科、算数・数学に興味関心をもつ子どもの裾野を広げるため、発達段階に応じた理数教育の充実を図るとともに、論理的に思考する力の育成に努めます。

◆ 英語によるコミュニケーション能力の育成

臆することなく、英語でコミュニケーションを図ろうとする態度の育成とともに、「使える英語力」の育成を目指した「加古川CAN-DOプラン*」の充実を図ります。小・中学校でパフォーマンステスト*を実施し、その結果を基に授業改善を行います。

また、ALT*を活用した授業を行い、生の英語に触れる機会を設けるとともに、ICT*を活用し、聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り）、話すこと（発表）、書くことの5つの領域をバランスよく習得できるよう努めます。

◆ 国際理解教育の推進

広い視野を持ち、異なる文化や生活習慣、多様性に対する理解を深め、互いに尊重し、認め合う共生の心を育むために国際理解教育を推進します。

◆ 学校図書館の整備の推進及び読書活動の推進

学校図書館の機能を十分に発揮できるよう図書資料の充実や図書館環境の整備を進めるとともに、豊かな感性や情緒を育み、確かな言語力を育成するために、読書に親しむ活動を充実させ、子どもの読書に対する興味・関心を高め、読書習慣の形成を図ります。

また、学校園支援ボランティア*との連携を通して、子どもの読書環境の充実を図ります。

さらに、「加古川市子どもの読書活動推進計画*」に基づき、地域や家庭における読書活動を更に推進するとともに、公共図書館等とも連携して、学校図書館の機能の充実を図ります。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
「習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした」と肯定的に回答した学校の割合 ※1	88%	95%
「算数（数学）の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役立つ」と肯定的に回答した子どもの割合 ※2	小6：94.0% 中3：72.4%	小：95% 中：80%
CEFR A1レベル*相当以上を取得しているあるいはA1レベル以上の英語力を有すると思われる中学校3年生の割合	43.9%	60%

※1 全国学力・学習状況調査* 学校質問紙 より

※2 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙 より

⑥ 超スマート社会（Society5.0）*に必要な学び

一人一台のパソコン端末など、ICT*を効果的に活用し、情報活用能力の育成を図るとともに、「個別最適化された学び」を推進します。

【具体的な方針】

◆ GIGAスクール構想*の実現

超スマート社会（Society5.0）の教育を支えるICT環境の整備を更に進めるとともに、一人一台の端末や大型提示装置、学習支援コンテンツ等のICT環境を有効活用するための研修の充実とサポート体制の整備に努めます。

◆ ICTを活用した学習活動の充実

ICTを有効活用した授業の研究を、各教科部会・担当者会等と連携して進め、ICTを活用した新しい学びと、これまでの教育実践とのベストミックスを図ります。

また、教職員のICT活用能力のみならず、ICT活用指導力の向上を目指した計画的な研修を実施します。

◆ プログラミング教育の充実

プログラミング的思考*やコンピュータを上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むために、子どもの発達段階に即した各教科等での学習活動の充実を図ります。

また、プログラミングの授業をデザインできる教職員の資質向上を目指し、研修等の支援体制を整えます。

◆ 情報モラル教育の充実

情報社会の中で注意しなければならない個人情報の取扱いや、著作権等の知的財産の保護、情報発信に伴う責任やマナー、トラブルの回避方法及び過度の利用による生活習慣等について、自らが判断し、考える情報モラル教育の充実を図ります。

また、子どものSOSやトラブルの早期発見・早期対応のためにネットパトロール*を実施します。

◆ SDGs*との関連を意識した教育活動の推進

子ども一人一人が、SDGs（持続可能な開発目標）に対する責任と役割を理解し、身近な問題から地球規模の問題にまで関心を持ち、自分にできることを考え行動できるように、関係機関と連携した学習活動を推進します。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
ICT*を活用した教育活動を毎日実施した学級の割合	—	100%
授業でICTを活用できる教員の割合	52%	100%
情報モラル教育を実施している学校	—	100%

⑦ 豊かな心の醸成

未来を担う子どもが社会の一員としての自覚を持つために、教科等による指導だけでなく、人や自然とのふれあい等様々な体験を通して、豊かな心の醸成を図ります。

【具体的な方針】

◆ 感性に訴える人権教育の充実

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、インターネットによる人権侵害など、多くの人権課題についての正しい認識を深め、お互いの人権が尊重されるような人権文化の確立を目指します。

加えて、「学校園連携ユニット」における人権教育カリキュラムの活用や家庭・地域、関係機関、関係団体等との連携を推進することで、人権教育の充実を図ります。

さらに、人権課題の解決に向けて積極的に取り組もうとする意欲や態度を培い、人権意識や自己肯定感、思いやりの心などを育てます。

◆ 考え、議論する道徳教育の推進

道徳教育推進教師*を中心に、機能的な校内組織・指導体制を整備し、年間指導計画の作成・評価・改善に取り組み、学習指導要領の趣旨に基づいた、「考え、議論する道徳」を実現する指導の充実を図ります。

さらに、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を通して、命の大切さについて考えを深め、いじめ問題など、身近な課題を自分事として捉えさせ、体験活動と結び付けた取組等を実施することで、子どもの豊かな情操や規範意識、公共の精神等を育みます。

◆ 「性的マイノリティ*」への理解

「性的マイノリティ」に対する教職員の理解を促進し、支援の充実を図るとともに、きめ細かな対応に向け、校内外での連携を進めます。同時に、性の多様性を認め合うことができる子どもの育成を目指します。

◆ 様々な状況下における「生命」や「心」を大切にす教育の推進

命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、「心の教育」の充実を目指し、自然学校、トライやる・ウィークをはじめとする体験活動の更なる推進を図ります。

阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、防災訓練等の実施や防災教育副読本等の活用により災害に対する正しい知識や態度の習得を図り、自らの生命を守るために必要な判断力や行動力を育成する防災教育に取り組むとともに、互いに助け合うボランティア精神等の共生の心を育む福祉教育を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症等への正しい理解と、感染者、濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療に当たる医療従事者その家族等への偏見や差別を許さない態度を育成します。

◆ 子どもの絆づくりを進める心の絆プロジェクト*

「心の絆宣言*」に基づいた、児童会・生徒会を主体とした取組により、子どもの居場所づくり、絆づくりを進める心の絆プロジェクトの活動を一層充実させていくため、ユニットで連携し、連続した実践を進めていきます。

◆ ふるさと教育*の推進

学校教育におけるあらゆる教育活動において、郷土の自然、風土、産業、歴史や偉人等について学んだり、触れたり、地域と連携し、郷土の伝統文化や芸能、地域に根ざした行事へ参加したりする活動を通して、地域の一員としての自覚を高め、郷土に誇りや愛着を持ち、心豊かでたくましい子どもを育むふるさと教育を推進します。

◆ キャリア教育*の充実

子ども一人一人が、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるために、幅広く多様な体験活動の機会を設けます。

また、子どもが自分の個性を理解して、自己肯定感を高め、主体的に進路を選択し、常に自分らしさを発揮する能力・態度を育むキャリア教育を、「学校園連携ユニット」を活用して、学校と地域及び校種間で円滑な接続を図りながら推進します。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
「自分には良いところがある」と感じている子どもの割合 ※1	82%	90%
教科等において、「性的マイノリティ*」について取り組んだ学校の割合 ※2	52.5%	100%
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」参加生徒アンケートにおいて、「充実感を感じた」と回答した子どもの割合	90%	95%
「将来の夢や目標を持っている」子どもの割合 ※3	小：86.7% 中：71.1%	小：90% 中：75%

※1、3 全国学力・学習状況調査* 児童生徒質問紙 より

※2 人権課題にかかる調査

⑧ 健やかな体の育成

未来を築く子どもの豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育むとともに、気力・体力・運動能力を高め、自律的・主体的に自己の健康を保持増進する取組を進めます。

【具体的な方針】

◆ 体力・運動能力調査を活用した運動習慣の定着と体力向上

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査*」結果の分析から、子どもの体力・運動能力等の状況を把握するとともに、体力と運動習慣等の関係を分析・検証します。成果と課題を基に、学校教育のあらゆる教育活動において積極的にPDCAサイクルの手法を取り入れながら、「かこがわウェルネス手帳*」のデジタル化を進め、指導の充実を図るだけでなく、地域の実態に応じた工夫や家庭・学校・地域の連携を図るなど、子どもの体力・運動能力の向上に向けた取組を展開します。

また、中学校の部活動を充実させるために、地域の人材等を活用するための体制づくりを進めます。

◆ 食育の推進

「早寝早起き朝ごはん」運動等を通じ、子どもに望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるとともに、農作物の栽培や収穫体験等を通して食物の大切さを学ぶなど、学校と地域と家庭が連携した食育を推進します。

◆ 健康教育の推進

学校教育活動全体を通して組織的に健康教育に取り組むとともに、専門家等の派遣を通じ、学校や地域の医療機関、医師会が連携することにより、子どもの心身の健康づくりの推進に努めます。また、昨今の情報通信技術の進展など、子どもの生活・学習環境の変化によって懸念される健康への影響を踏まえた取組を推進します。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査 [*] 」結果を踏まえた授業改善実施校	85%	100%
「健康な生活を送るには、運動・睡眠・食事が大事」だと感じている子どもの割合 ※1	94%	98%
毎日朝食を食べる子どもの割合 ※2	85%	100%

※1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 児童生徒質問紙 より

※2 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙 より

⑨ 特別な支援や配慮を要する子どもへの支援

一人一人の子どもの特性や発達の段階に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を育成します。

【具体的な方針】

◆ インクルーシブ教育システム^{*}の構築

特別な支援が必要な子どもの教育的ニーズに応じた支援の充実を図るために、スクールアシスタント^{*}や補助指導員^{*}等の人的支援を含めた教育環境の整備、障がいについての理解、教職員の資質向上を図ります。また、連続性のある「多様な学び

の場*」における指導や、一貫性のある支援の充実を図るために「個別の教育支援計画*」「個別の指導計画*」を作成し、P D C Aサイクルのプロセスを大切にしながら、それらの活用割合を更に高めます。

◆ **多様な教育的ニーズに応じた相談・支援体制の充実**

連携による切れ目ない支援体制を充実させるため、就学前から小・中・高等の連携を図り卒業後も一貫した支援を受けられるようにするとともに、事例検討等を通して研修の更なる充実を図ります。

また、特別支援教育の研修を通して、各学校園で中核となる教職員の専門性の向上を図ります。

さらに、「兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン*」等を踏まえた医療的ケアを必要とする子どもへの対応に係る医療機関との連携を図るなど、教育委員会、福祉、医療等専門機関との協力体制を深めます。

加えて、アレルギー等のある子どもへの支援の充実のため、家庭や関係機関との連携の推進、校園内体制の整備、研修の充実を図ります。

◆ **外国人児童生徒等への支援の充実**

外国人児童生徒の受入体制を整備し、初等教育を受けることを希望する外国人児童生徒に対して教育を受ける機会を継続して保障します。

また、兵庫県の「外国人児童生徒にかかわる教育指針」に基づき、小・中学校等における外国人児童生徒等の指導を推進するため、関係機関と連携し、子ども多文化共生サポーター*等の派遣の充実や人材の確保、指導方法の研究及び改善に向けた教職員研修の実施など、多様な文化的背景をもつ人々と共生するための取組の推進を図ります。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
個別の教育支援計画*等の作成を必要とする通常学級在籍児童生徒のうち作成人数の割合	87%	100%
関係機関との連携を図った児童生徒の割合	専門：66.1% (巡回教育相談) 福祉：79.6% 医療：82.9%	専門：75% (巡回教育相談) 福祉：84% 医療：87%

⑩ 誰もが安心できる環境づくり

子どもが安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる環境をつくり出すために、子ども主体の絆づくりの場や機会の提供、専門機関や関係機関との連携など、いじめ、不登校及び問題行動等に対する取組の充実に努めます。

【具体的な方針】

◆ いじめ・不登校・問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応

「いじめは絶対に許されない」との危機意識を持ち、学校組織をあげて、いじめ問題等の未然防止や早期発見・早期対応の取組を推進します。

子どもが安心して生活できる「居場所づくり」や、子どもの主体的・共同的な活動を通じた「絆づくり」を進めるとともに、人権感覚を養い、社会性や豊かな人間性を育む教育を行い、いじめ問題等の未然防止に取り組みます。

また、いじめ問題等を早期に発見し対応するために、「学校生活に関するアンケート（アセス）*」、「心の相談アンケート*」及び「教育相談」を実施し、子どもの内面理解を図り、いじめ問題等にチーム学校*として組織的な対応に取り組みます。

◆ 生徒指導体制の充実

少年非行、いじめ、不登校及び問題行動等の生徒指導上の問題に対して、生徒指導担当、不登校担当等の教職員を配置し、学校内連携のもと、問題解決に向けた生徒指導体制の充実に努めるとともに、教育相談センター、少年愛護センター等の学校外の関係部署・機関と連携するなど、迅速な問題解決に努めます。

また、学校運営協議会*や「学校園連携ユニット」を活用し連携を深め、定期的な情報交換や協働による連続した指導体制を構築します。

◆ 子どもの心に寄り添う相談体制の充実

教育相談センターに、いのちと心サポート相談員*、心理相談員、教育相談員及びスクールソーシャルワーカーを配置し、基幹型相談センターとしての機能を発揮するとともに、センター内のスクールサポートチーム*がチーム学校を支援し、児童生徒の問題及び家庭や保護者への支援を行います。また、少年愛護センターに少年相談員を配置し、児童生徒の問題行動に対し、学校園や家庭への支援を行います。

一方、学校には、「心の専門家」であるスクールカウンセラー*や、「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカー*を配置し、児童生徒やその保護者が抱える様々な問題に対応します。

また、教職員研修の充実を図り、いじめや不登校、問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、危機対応に関する教職員の資質能力の向上を図ります。

◆ 不登校児童生徒への支援の充実と多様な教育機会の確保

教育委員会内に適応指導教室を設置するとともに、アタック・ゴー（小集団体験活動）やピア・スペース（体験活動）を実施します。また、中学校においては、メンタルサポーター*が個々の子どもの状況に応じて、学校生活への適応と社会的自立を促すために支援します。

さらに、多様で適切な教育機会を確保するために、子どもの社会的自立に向けて取り組むフリースクール*等の民間施設との連携を図り、個々の子どもの状況に応じた支援を推進します。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
教育相談センターの心理相談の終了割合	32.3%	40%
学校生活に関するアンケート（アセス）*において、いじめが疑われる児童生徒の割合	3.7%	2.5%

▼基本的方向3 質の高い教育を支える豊かな教育環境の整備

⑪ 教育を支える仕組みの確立

管理職のリーダーシップのもと、教職員全員が協働して様々な教育課題に組織的かつ機動的に対応する体制を確立します。

【具体的な方針】

◆ 教育委員会の機能の充実

教育委員の研修への積極的な参加や、学校園訪問による授業参観や施設の視察等を通じ、教育行政に関する知識や理解を深めます。また、学校運営協議会*の意見を集約することなど、地域住民の意思を反映させる体制の拡充により、教育委員会の更なる活性化を図ります。

さらに、総合教育会議*等の機会において、市長と教育委員会が、本市教育の課題やあるべき姿を共有し、相互に連携することにより効果的な教育行政の推進を図ります。

加えて、教育委員会の自己点検評価の質的な向上、教育委員会事務局組織の再編や人材育成による効率的・効果的な組織体制の構築等により、教育委員会機能の更なる充実を図ります。

◆ 教育委員会及び学校園の取組に関する情報発信の充実

教育行政の更なる透明化を図り、市民により教育行政に対する関心を高めるため、地域訪問や懇談会等において教育諸施策の状況や学校園に関する事項について地域住民に周知するとともに、積極的にホームページや広報紙等を活用した幅広い情報発信に努めるなど、広報活動の活性化を推進します。

◆ 教職員の勤務時間の適正化

兵庫県教育委員会が策定した「教職員の勤務時間適正化推進プラン*」に基づき、各校の実態に応じた具体的な目標を設定し、学校全体での取組を推進します。

また、すべての教職員が心身ともに健康で、子どもと向き合う時間を確保し、教育活動を更に充実させるとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活が送れるよう、学校と連携して、教職員の勤務時間の適正化を推進します。

◆ チーム学校*としての体制づくり

学校長のリーダーシップのもと、学校教育目標の共通理解を図りながら教職員一人一人の能力・適性を生かした学校運営に努め、教職員全員が協力して機動的に対応できる組織の構築を推進します。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
学校園訪問の実施回数	17回	20回
超過勤務時間の削減	—	20%の削減

⑫ 教職員の資質向上

教育を取り巻く様々な課題に適切に対応するため、経験年数や職責に応じた資質・能力向上に向けた取組を推進します。

【具体的な方針】

◆ 新たな教育課題や教職員のニーズに応じた研修の充実

様々な教育課題に適切に対応できるよう、教職員一人一人の専門性や資質・指導力の向上を目指し、教職員のニーズやキャリアステージに応じた教職員研修の充実を図ります。

また、指導主事の計画的な学校園訪問を通して、教職員の保育・授業の指導力向上を支援します。

◆ 「指導と評価の一体化」のための学習評価の充実

学習指導要領における評価についての趣旨を理解し、子どもの学習成果を的確に捉え、指導方法や計画の改善を図る「指導と評価の一体化」の実現を目指すとともに、学習評価の妥当性や信頼性を高めることができるよう研修の充実を図ります。

◆ 大学等と連携した研修体制の構築

大学関係者との実践共同研究等を実施し、教職員の専門的な知識・技能を高め、授業力の向上に努めます。

また、大学関係者による研修を実施し、高度化・複雑化する学校現場の現代的な教育課題に対応するために必要な知識・技能の習得を図り、新たな学びに関する指導力を身に付ける機会の充実を図ります。

◆ 非違行為・ハラスメントの防止

教職員による非違行為（体罰、交通違反、情報漏洩等）は、学校全体の信用・信頼を大きく損なうことを踏まえ、非違行為の根絶に向けた研修の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、指導力の向上を要する教職員へのフォローアップを確実に行います。

また、「加古川市教育委員会ハラスメント防止指針*」に基づき、教育に関わる全ての教職員の人格が尊重され、働きがいのある職場環境づくりを推進します。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
教職員研修参加者アンケートによる研修満足度	98%	98%
大学との共同研究、研修会の実施回数	年5回	年6回
教職員の非違行為、ハラスメントの防止に向けた研修の受講率	—	100%

⑬ 安全・安心な教育環境の整備

適切な管理による学校園給食の実施や施設の長寿命化など、子どもが安全・安心な学校園生活を送れるよう、教育環境の計画的な整備を図ります。

【具体的な方針】

◆ 学校施設老朽化対策

学校園施設の基本機能である教育環境を確保するため、老朽化により対応が急がれる校舎について、外壁や屋根等の外装を中心とした改修工事を推進します。

また、トイレ改修や空調設備等の更なる拡充など、社会的要請や教育内容、教育方法等の変化に応じた快適な教育環境づくりを推進します。

◆ すべての子どもへの安全・安心な学校給食の提供

(仮称) 神野台学校給食センターの整備を進め、市内全ての中学校で給食の提供を推進します。さらに、国の学校給食衛生管理基準に沿った衛生管理の徹底及び学校給食摂取基準に基づいた献立の作成を図ります。

また、市で定めた基準による物資の選定、調理機器の修繕及び更新に努めます。

◆ 教材・教具の整備の推進

学校園の運営管理の充実を図るため、計画的な機材整備を推進します。

また、学習指導要領や幼稚園教育要領等に基づいた指導を効果的に行うため、より有効な教材・教具の整備を進めます。

◆ 学校規模の適正化

児童生徒数が減少する中、「加古川市立小学校・中学校の学校規模適正化及び適正配置に関する基本方針*」に基づき、子どもにとってよりよい教育環境を確保するための取組を進めます。

とりわけ、小規模化の著しい両荘地区においては、施設一体型の義務教育学校*の開校に向けて、開校準備委員会や学校運営協議会*を中心に、地域・保護者・学校・教育委員会が連携しながら、教育面、施設面、通学手段等について具体的な協議を進めます。

その他の地域においては、両荘地区の取組や地域の実情等を踏まえ、検討を進めます。

◆ 安全対策の推進

兵庫県の「学校防災マニュアル*」に基づき、近い将来発生が予想されている地震や、激しさを増す気象災害から子どもの命を守るために、事前の備えについての充実を図るなど、学校防災体制の構築を目指します。

また、「加古川市通学路交通安全プログラム*」に基づき、関係機関との合同点検によるハード面の改善や、危険な箇所への交通安全指導員の配置とともに、地域のボランティア等による安全立ち番や、「こどもを守る 110 番の家*」の設置等の充実を図り、地域ぐるみで子どもの安全を見守る環境の整備を支援します。

さらに「不審者情報マップ*」や、「子ども安全ネットかこがわ*」を使った迅速な情報提供に加え、通学路や学校周辺を中心に1,475台設置された見守りカメラや見守りタグを使った「見守りサービス*」等のICT*の活用を図るなど、登下校時の子どもの安全確保を推進します。

◆ 感染症等の予防対策

子どもの教育・保育を受ける権利を持続的に保障していくため、組織的な危機管理を進めるとともに、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減することに努めます。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
学校園のトイレ洋式化率	小：47.6% 中：44.4% 幼：59.8%	小：80% 中：80% 幼：80%
登下校中の交通事故等発生件数	121件	100件未満

▼基本的方向4 生涯にわたって学ぶことのできる環境の整備

⑭ 人生100年時代*を支える学びの推進

地域における生涯学習やコミュニティ活動の拠点である図書館や公民館等を活用し、主体的に学び続けることができる環境を整備するとともに、学びを地域に還元する仕組みづくりを推進します。

【具体的な方針】

◆ 図書館の利用促進

多様化する利用者のニーズに応えられるよう、電子書籍の充実も含めて幅広く資料を収集、提供するとともに、講演会や講座等の各種事業の内容について更に工夫することにより、子どもから高齢者まであらゆる層の住民の図書館利用の促進を図り、学習活動を支援します。

◆ 少年自然の家におけるプログラムの充実及び利用促進

より多くの子どもや親子が自然と触れ合えるよう、野外活動や天体観察等の自然体験プログラムの充実に努め、自律、創造、友愛、協同、奉仕の重要性を学ぶ機会を提供するとともに、施設の利用促進を図ります。

◆ 公民館における講座の充実

市民の生涯学習に対する関心や意欲の向上を図るとともに、市民ニーズを的確に捉え、若い世代も含めた幅広い世代が集い、学び、つながる講座の充実を図ります。

◆ 公民館と学校園との連携

学校運営協議会*や地域コーディネーター*と公民館が連携し、公民館が実施する講座の修了者に地域活動や学校支援活動への参加を呼びかけるなど、学びを生かすことのできる環境の整備を進める一方、子どもが公民館で体験活動を行うなど、相互の交流を推進します。

◆ 人権教育等の学習機会の充実

「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画*」に基づき、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の人権に関わる今日的な問題の解決に向けて、学校園・家庭・地域のあらゆる場において、人権尊重の意識を高める研修や学習を展開します。

また、「第5次加古川市男女共同参画行動計画*」、「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画*」に基づき、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた学習、配偶者等からの暴力*の防止のための知識の学習など、男女共同参画社会*の実現に向けた学習機会の充実を図ります。

◆ 文化財の保護と活用の推進

地域の歴史文化を確認、あるいは新たに見出して、その保存・活用に取り組む中で、地域への誇りや愛着を育み、市民と行政が協働し、よりよいまちづくりや新しい文化の創造など、地域の活性化につなげていきます。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
年間貸出冊数（市内図書館4館計）	1,501,519冊	1,600,000冊
公民館実施講座にかかる参加者アンケートによる満足度	94.7%	97%
人権に係る市主催4事業における参加者評価 (ハートフルフェスタ、人権フォーラム、人権ひろば、ウインターステージ)	84.6%	88%

⑮ 地域におけるスポーツ環境の整備

誰もが生涯を通じて、いつまでもスポーツを身近に親しむことができる環境の整備を推進します。

【具体的な方針】

◆ 多様なニーズに応じたスポーツの提供

変わりゆくスポーツの多様性に対応できるようニーズの把握を行うとともに、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もがライフステージに応じたスポーツに親しむことができるよう、身近にスポーツに触れ合うことのできる機会の提供や、スポーツに関する情報提供に努めます。

◆ 各スポーツ団体等との連携の強化

加古川市スポーツネットワーク委員会*を中心としたスポーツ団体等との連携を密にし、生涯スポーツの普及に努めるとともに、スポーツをささえる指導者の養成・確保を行います。

また、障がい者スポーツに関する体験教室や研修会等を開催することにより、障がい者スポーツへの理解や普及促進を図ります。

◆ スポーツボランティアの確保・養成

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、スポーツを「ささえる」ボランティアの育成に取り組んでいます。

今後、スポーツやレクリエーションを更に普及させるために、ボランティアの体制づくりに取り組むとともに、ボランティアが活躍する場の創出に努めます。

【主な評価指標】

評価指標項目	令和元年度実績値	令和6年度目標値
スポーツイベント等の参加者アンケートによる満足度	—	80%
スポーツ団体と連携して実施したイベントの回数	—	12回
スポーツボランティア登録人数	56人	90人

1 第3期「かがわ教育ビジョン」の策定経過

(1) 加古川市教育振興基本計画検討委員会

◆ 会議開催状況

- 第1回 令和2年 6月19日(金) 現状課題の整理、国・県の状況、計画の方向性 等
 第2回 令和2年 8月24日(月) 計画の骨子、重点目標の内容 等
 第3回 令和2年10月14日(水) 具体的な方針の内容、評価指標の内容 等
 第4回 令和3年 1月15日(金) パブリックコメントの実施結果 等

◆ 委員名簿(10名)

区分	団体・役職	氏名	備考
学識経験を有する者	兵庫教育大学 准教授	安藤 福光	委員長
	兵庫大学 准教授	澤田 真弓	委員長職務代理者
保護者を代表する者	加古川市PTA連合会 会長	田中 宏昌	
地域を代表する者	加古川市町内会連合会 理事	菅原 悦夫	
事業者を代表する者	加古川商工会議所 議員	藤本 静代	
関係団体を代表する者	加古川市社会福祉協議会 参事	上内 浩嗣	
	加古川市人権啓発推進員協議会 会長	大西 武美	
	加古川市社会教育委員	徳田 敬子	
前各号に掲げる者以外の市民	公募による市民	清水 玲子	
		南山 雅子	

(敬称略)

(2) 加古川市教育振興基本計画検討幹事会

◆ 会議開催状況

- 第1回 令和2年 5月 27日 (水) 第1回検討委員会の資料について 等
第2回 令和2年 8月 4日 (火) 第2回検討委員会の資料について 等
第3回 令和2年 10月 5日 (月) 第3回検討委員会の資料について 等
第4回 令和2年 12月 25日 (金) 第4回検討委員会の資料について 等

◆ 構成員名簿 (11名)

所 属・役 職	氏 名	備 考
教育総務部次長	吉 田 秀 司	会 長
教育指導部次長	杉 本 達 之	副会長
教育指導部参事	神 吉 直 哉	
企画部次長	神 戸 生 也	
市民部次長	岩 崎 泰 央	
協働推進部次長	栗 山 隆 博	
こども部次長	塩 谷 幸 代	
中・養護学校長の代表者 (神吉中学校長)	川 尻 誠	
小学校長の代表者 (平岡東小学校長)	境 眞 稔	
幼稚園長の代表者 (加古川幼稚園長)	長 谷 川 さ お り	
保育園・こども園長の代表者 (野口保育園長)	大 西 江 里 子	

(敬称略)

(3) パブリックコメントの実施について

令和2年 11月 17日 (火) から令和2年 12月 16日 (水) までの期間実施し、17件の意見がありました。

2 関係規程

○ 加古川市教育振興基本計画検討委員会規則

平成 27 年 3 月 31 日

教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加古川市附属機関の設置に関する条例（昭和 32 年条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、加古川市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく加古川市教育振興基本計画の策定に関する重要事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) 事業者を代表する者
- (5) 関係団体を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者以外の市民

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る加古川市教育振興基本計画についての答申が終了するまでとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される会議（委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱が行われた場合の最初の会議を含む。）は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

○ 加古川市教育振興基本計画検討幹事会設置要綱

令和2年3月23日

教育総務部長決定

(趣旨)

第1条 加古川市教育振興基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)が行う加古川市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の検討及び審議を円滑かつ効果的に進めるため、加古川市教育振興基本計画検討幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の素案策定に係る調整、協議に関する事項
- (2) 委員会に対する議案提案等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本計画の策定に向けて特に必要があると認められる事項

(組織)

第3条 幹事会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育総務部次長
- (2) 教育指導部次長
- (3) 教育指導部参事
- (4) 企画部次長
- (5) 市民部次長
- (6) 協働推進部次長
- (7) こども部次長
- (8) 中学校長の代表者
- (9) 小・養護学校長の代表者
- (10) 幼稚園長の代表者
- (11) 保育園・こども園長の代表者

(会長及び副会長)

第4条 幹事会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は、教育総務部次長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

4 副会長は、教育指導部次長をもって充てる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(ワーキンググループ)

第6条 基本計画の素案策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、基本計画に関連する課等の長をもって構成する。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第1条に規定する基本計画の策定をもって効力を失う。

3 用語解説（五十音順）

- ア -

- ICT（P1、P5、P15、P20、P21、P22、P23、P28、P30、P33、P36、P44、P46、P47、P58）

Information and Communication Technology の略。情報通信に関連する技術一般の総称。従来、使用されてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられる。多くの場合は、「情報通信技術」と和訳され、ITの「情報」の意味に加えて、「コミュニケーション」が重視され、ネットワーク通信による情報や知識を「互いに共有し合う」という概念が含まれる。

- 預かり保育（P14、P44）

市立認定こども園及び幼稚園全園で実施し、保護者の入院・通院、同居親族の介護・看護、求職活動や冠婚葬祭への参列等のため、やむを得ず降園時刻に園児を迎えにくることができない場合に、臨時的に園児を預かり、子育てをサポートする制度のこと。

- アプローチカリキュラム（P43）

幼児期と児童期の教育双方の接続期（就学前の「アプローチ期」と、就学後の「スタート期」を合わせた期間のこと）において子どもの発達や学びの連続性を踏まえた「アプローチ期」における教育課程のことで、保育実践や小学校教育との接続に役立つ。

- イ -

- いのちと心サポート相談員（P19、P52）

スクールサポートチーム（（P77 参照））の一員として、いじめ、不登校などの学校不適應に関する助言を行う教育分野の専門職のこと。電話による相談及び学校訪問による現状把握、教員並びに児童生徒の支援を行う。

- インクルーシブ教育システム（P18、P37、P50）

障がいのある者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

- ウ -

- 家読（うちどく）（P41）

「家庭読書」「家族読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味する。家族の絆づくりを目的として、家族で本を読んで感想を話し合うなどコミュニケーションを図る取組のこと。

- エ -

- ALT（P15、P44）

Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略で、外国語の授業において日本人の教師を補佐し、児童生徒に生きた英語を教える外国人講師のこと。

- SNS（P5）

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトにおける会員制サービス。

- SDGs（エス・ディ・ジー・ズ）（P36、P47）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

- カ -

- かこがわウェルネス手帳（P49）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等を通して明らかになった本市の子どもの運動習慣や生活習慣に関する諸課題の改善に向け、平成 24 年に作成したもの。子ども自らが成長の足跡を残す、自分自身で生活習慣等をチェックしながら、健康を意識して行動できる子どもの育成を目指し、小学 5 年生から中学 3 年生に配布している。

- 加古川CAN-DOプラン（P15、P44）

小学校外国語活動・中学校英語教育でコミュニケーション能力の素地・基礎を養うとともに発信力を高め、21世紀のグローバル社会で必要となる実践的な「生きる力」を養うことを目的とし、平成24年度から加古川市が導入したプランのこと。

- 加古川市教育委員会ハラスメント防止指針（P56）

関係法令及び指針等に基づく措置義務に基づき、教育委員会については、令和2年6月1日からハラスメント防止のための措置を講ずることが義務づけられたことから策定したハラスメントの防止指針のこと。

- 加古川市子どもの読書活動推進計画（P45）

読書活動を通じて子どもたちが心豊かに成長することを願い、環境の整備を図ることを目的として、国及び県の計画を踏まえつつ本市の状況に応じた取組を総合的・計画的に推進していくための計画のこと。

- 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画（P60）

平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本市が平成16年に策定した人権施策推進の方向性を示した基本計画のこと。その後、平成22年、平成30年と改訂を行っている。

- 加古川市スポーツネットワーク委員会（P61）

ウェルネス都市加古川の実現と市民の健康づくりに寄与するため、市内スポーツを統括した代表的な団体である「加古川市体育協会」「加古川市スポーツ推進委員会」「NPO法人加古川総合スポーツクラブ」の3者により平成25（2013）年に設立された。市民のスポーツ実施率向上に向け、それぞれの団体が持っているノウハウ・人材等を生かし、連携・協力を図っている。

- 加古川市通学路交通安全プログラム（P57）

児童生徒が安全に通学できるよう、関係機関が連携し、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に実施するために策定されたプログラムのこと。

- 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画（P60）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者等からの暴力被害の防止に向けた啓発・教育の推進、相談体制の充実、被害者の安全確保及び自立支援を柱とする各般の施策を総合的に推進していくための基本計画のこと。

- 加古川市立小学校・中学校の学校規模適正化及び適正配置に関する基本方針（P57）

児童生徒数が減少する中、子どもたちのためのよりよい教育環境を整備することを目的とし、令和元年8月に策定した基本方針のこと。大・小それぞれの学校規模のメリットや課題などを踏まえた規模適正化・適正配置の必要性、国の法令や保護者アンケートなどを踏まえた本市における適正な学校規模と適正配置、規模適正化の手法、今後の進め方などを示している。

- 学校運営協議会（P7、P11、P13、P23、P28、P32、P33、P36、P38、P39、P40、P52、P54、P57、P59）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて設置された合議体のこと。教育目標・目指す子ども像などを共有するとともに、学校園運営などについて意見を述べることができ、学校園・家庭・地域が力を合わせて学校園の運営に取り組むことが可能となる仕組み。

- 学校園連携教育（P28、P33、P40）

ユニット内の学校園が中学校卒業時における「目指す子ども像」を共有し、子どもたちの連続した学びや育ちを進める教育のこと。

- 学校園支援ボランティア（P13、P15、P36、P39、P40、P45）

学校園が必要とする活動について、地域の方々にボランティアとして協力いただく活動のこと。

- 学校園評価（P20、P39）

学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図るために実施するもの。

- 学校生活に関するアンケート（アセス）（P19、P52、P53）

小学校3年生から中学校3年生までを対象として実施する選択方式のアンケートのことで、学校生活における児童生徒の適応感を6つの因子から測定し、児童生徒自身が感じている困り感を把握し、教職員が児童生徒への支援や指導を行う。測定の仕組みを総称してアセスと呼ぶ。

- 学校防災マニュアル（P57）

阪神・淡路大震災直後に設置した防災教育検討委員会の提言「兵庫の教育の復興に向けて」等を踏まえて、平成10年3月に各学校独自の災害対応マニュアル作成の手引きとして兵庫県教育委員会から発行された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえ、文部科学省が発行した「学校防災マニュアル（地震・津波災害）政策の手引き」や、近年の度重なる重大な災害発生状況を鑑み、児童生徒の命を守る学校防災体制の構築に向けて、阪神・淡路大震災から25年を迎える令和2年に3回目の改定が行われた。

- 家庭教育大学（P13、P41、P42）

家庭教育の役割の大きさを見つめ直し、保護者がその責任を十分果たすことにより、家庭教育力を充実させることを目的とした講座のこと。全市実施事業（家庭教育に関する講演会など）・中学校区内連携実施事業（中学校区ごとに幼稚園・こども園・小学校・中学校が連携し実施）・地区別実施事業（学校園ごとに実施）・役員研修事業（広報紙づくり研修会や人権教育交流学習会など）の4つの事業を加古川市PTA連合会に委託し、実施している。

- 家庭児童相談員（P42）

要保護児童の支援及び家庭児童相談に関する業務を行う相談員のこと。

- カリキュラム・マネジメント（P8）

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、「教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと」、「教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと」、「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと」などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

- キ -

- G I G Aスクール構想（P 9、P 30、P 36、P 46）

G I G Aは、Global and Innovation Gateway for All の略。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を要する子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するという国の構想のこと。

- 義務教育学校（P57）

小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度である小中一貫教育の一つの形態であり、一人の校長の下で一つの教職員集団が小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う9年制の学校のこと。

- キャリア教育（P 10、P 12、P 17、P 36、P 49）

児童生徒一人一人が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育のこと。

- 教職員の勤務時間適正化推進プラン（P54）

教職員の児童生徒に向き合う時間の確保とワーク・ライフ・バランスの実現に向け、平成 29年に兵庫県教育委員会が策定した働き方改革を推進するためのプランのこと。

- 協同的探究学習（P 15、P 30、P 34、P 44）

東京大学大学院の藤村宣之教授が開発、研究に携わっている学習方略のこと。全国学力・学習状況調査において、本市では非定型問題「わかる学力」に課題があることが判っており、平成30年度から全市をあげて導入し、定型問題「できる学力」の定着と「わかる学力」の育成に向けた授業改善と指導力向上に取り組んでいる。

「わかる学力」を育成するためには、まず、多様な考えや解法が可能な非定型問題について、一人一人が個別に既有知識や自分の日常体験などと関連付けて考える時間を十分に確保した上で、学級全体で多様な考えや解法、思考の過程を共有し関連付ける場面を設定する。そこで、共通点、類似点、相違点、根拠や理由など、様々な気づきを出し合わせるとともに、各教科の「見方・考え方」を働かせる問いを行うことで、学びを深めさせる。さらに、学級全体で深めた意見や考えを生かし、学習内容の本質やねらいに迫る発問を提示し、再度、個別で自己解決を行わせる。

- コ -

- 心の絆宣言（P16、P48）

児童会・生徒会を中心とした自主的、自発的な活動を目指して、平成24年度に加古川市立中学校生徒会の代表者が話し合い作成した宣言。以下の五つからなる。

- 一「笑顔あふれるあいさつ」をします
- 二「自分のよさと仲間のよさ」を認め合います
- 三「いじめを許さない学校」をつくります
- 四「みんなが過ごしやすい環境づくり」に努めます
- 五「仲間・地域・被災地・世界とのつながり」を大切にします

※ 五については、平成28年度に追加

- 心の絆プロジェクト（P16、P36、P48）

児童会・生徒会を中心にした児童生徒の自発的・自主的な活動を通して、仲間との心の絆を深め、誰もが行きたくなる学校・学級づくりをめざす活動のこと。「心の絆宣言」に基づいた取組を各校・ユニットで行っている。

- 心の相談アンケート（P19、P52）

小学校3年生から中学校3年生までを対象として、いじめの把握をするために実施する選択方式のアンケートのことで、アンケート実施後に教育相談を実施し、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでいる。なお、教育相談については全児童生徒を対象に実施している。

- 子育てサークル（P14）

就学前の子どもと親が自主的に集まり、子育てプラザ等を拠点として、子育てに関する学習及び情報交換等の活動を行っているサークルのこと。

- 子育てプラザ（P41）

子ども・子育て支援法に規定される地域子育て支援拠点事業として、加古川駅南子育てプラザと東加古川子育てプラザの2か所を設置。就学前の子どもと保護者が気軽に交流できる場所を提供し、子育てについての相談の実施や各種子育てイベント・講座を開催している。

- ことばの力育成プログラム（P15、P30）

自らの考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために「ことば」を活用することができる子どもの育成を目指して、加古川市が独自に作成した各発達段階における到達目標を系統的に表したものの。

- 子ども安全ネットかこがわ（P23、P58）

学校園に寄せられた子どもに関わる不審者・変質者等の情報を、教育委員会から保護者等に迅速に情報提供し、注意喚起を行うことを目的にしたメール配信サービスのこと。現在は、保護者や学校関係者に限定して周知している。

- 子ども多文化共生サポーター（P51）

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、学校に派遣され、母語により学習指導補助等を実施する人員のこと。

- こどもを守る110番の家（P57）

子どもが事件や事故等に遭遇する恐れがある場合の緊急避難場所として指定した特定の民家、店舗等のこと。子どもの保護と警察署等への通報を依頼している。

- 個別の教育支援計画（P18、P51）

学校を中心とし、保護者、福祉、医療、施設の関係者らが作成する乳幼児期から学校卒業までの支援内容を記載した計画書のこと。教育的支援の目標や手立て、関係機関の役割や支援内容、合理的配慮が記載されている。生涯にわたる支援の連続・系統性や、多方面からのニーズや実態把握ができる。

- 個別の指導計画（P18、P51）

学校（担任）が作成する単元、学期、学年ごとの支援内容を記載した計画書。児童生徒の実態や目標（短期・長期）、指導方法、指導内容が記載されている。校内の指導の充実や的確な実態把握、指導目標の明確化が図ることができる。

- コミュニティ・スクール（P32）

学校運営協議会（P71 参照）を設置している学校園のこと。

- シ -

- 児童館（P13、P17）

児童福祉法に規定される児童厚生施設として、志方児童館を設置。満 18 歳未満の児童やその保護者、児童の健全育成に関係のある団体が利用でき、児童の健全育成を目的とした各種イベント・講座を開催している。

- 児童クラブ（P13、P39）

勤務などの事情により、昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後の時間帯や長期休業期間中に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の安全保護と健全育成を図る事業のこと。「学童保育」とも呼ばれる。

- 社会教育推進員・福祉教育推進員（P13、P24、P41）

地域における学習・交流活動の推進や、社会教育関係団体との連携による社会教育の振興、また、「福祉のこころ」の啓発による福祉教育の浸透を目的に活動する方のこと。町内会ごとに推進員を委嘱している。

- 熟議（P23、P32、P38）

多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のこと。活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映することができる。

- 主体的・対話的で深い学び（P8、P15、P30、P34、P36、P44）

平成 29 年告示「学習指導要領」において、将来の予測が難しい社会の中でも、児童生徒が生き抜く力を育むことができるよう、重要な視点として示された。学ぶことに興味や関心を持ち、児童生徒同士や教職員、地域の人との協働や対話を通して、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、新たな考えや解決策を形成したりする学びのこと。

- 小1プロブレム（P36、P40）

入学したばかりの小学校1年生が集団生活になじめず、授業中座席に座ってられない、教職員の指示に従えない、話を聞かないなどの状況が数か月継続する状況のこと。

- 小中一貫教育（P28、P33、P36、P40）

小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のこと。

- 人生100年時代（P1、P6、P29、P35、P37、P59）

日本は長寿大国であり、寿命が100年前後まで伸びる時代の到来が予測されている。100年という長い人生をより充実したものにするために、人生の選択肢が多様化する中、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習がますます重要になると考えられる。

- ス -

- スクールアシスタント（P18、P50）

小学校の通常学級に在籍している行動面や学習面において適応しづらい子どもの指導補助を行う教員免許を有する職員のこと。

- スクールカウンセラー（P35、P53）

児童生徒の臨床心理に関して、高度で専門的な知識と経験を有する公認心理師や臨床心理士のこと。児童生徒及び保護者に対してカウンセリングを行う。また、教職員や保護者を対象に研修を行う。

- スクールサポートチーム（P52）

心理・福祉・教育・警察・法律の5つの分野で構成し、各分野の専門性を生かした助言等を通して学校が抱える生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応、早期解決に向け、「チームとしての学校」をサポートする。

- スクールソーシャルワーカー（P14、P35、P42、P53）

教育分野に関する知識に加えて、福祉等の専門的な知識や経験を有する社会福祉士や精神保健福祉士のこと。教育相談に当たり、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、学校の教職員とチームを組み、児童生徒が置かれた環境への働きかけを行う。

－ セ －

- 青少年関係団体（P36、P39）

青少年健全育成に関わる協力団体のこと。少年団指導者協議会、青少年団体連絡協議会、青少年育成連絡協議会、少年補導委員会、学警連絡・校外補導連盟等が含まれる。

- 性的マイノリティ（P34、P36、P48、P49）

別名、性的少数者とも称され、レスビアン（女性の同性愛者）やゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（同性愛者）、トランスジェンダー（自己の身体の性別と心で自認する性別に違和感のある人）など、様々な性的指向や性自認を持つ方々を指す。

- CEFR A1レベル（P45）

CEFR（セファール）とは、Common European Framework of Reference for Languagesの略。外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠で、外国語の習得状況を示す際に用いられる国際的ガイドラインのこと。6段階の共通参照レベルがあり、その中で、Aは基礎段階であり、CEFR A1は実用英語技能検定3級レベル相当。文部科学省は、中学校卒業段階の英語力の目標として、この基準を示している。

- 全国学力・学習状況調査（P15、P40、P42、P45、P49）

全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的とした文部科学省による全国調査のこと。小学校6年生、中学校3年生の児童生徒を対象としており、平成19年度から実施している。調査の内容として、「教科に関する調査（国語・算数・数学）」及び「学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査」が行われる。平成24年度及び27年度は、理科が追加実施された。

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（P17、P49、P50）

全国的な子どもの体力の状況を把握・分析し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てるとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的とした文部科学省による全国調査のこと。小学校5年生、中学校2年生の児童生徒を対象としており、平成20年度から実施している。調査内容は、「実技に関する調査（新体力テスト8種目）」と、「生活習慣、食習慣、運動習慣に関する児童生徒質問紙調査」が行われる。

- ソ -

- 総合教育会議（P54）

首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、協議・調整を行う場として首長が設ける会議のこと。「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」などについて協議が行われる。

- タ -

- 第5次加古川市男女共同参画行動計画（P60）

「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、加古川市における男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、施策の方向性を示す基本計画のこと。

- 第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画（P2、P39）

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とした「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に策定した、加古川市における5年間の子ども・子育て支援の方向性を定めた計画のこと。この計画に基づき、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（ニーズ量）」に対応した提供体制の確保や、「質の向上」に向けた取組を計画的に進めることとしている。

- ダイバーシティ（P30）

多様性という意味の英単語（diversity）で、国籍にとどまらず、生活スタイルや宗教、価値観なども多様であることを指す。教育の分野では、多様な価値観の中で考え、学ぶことが重要なキーワードの一つとなる。

- 多様な学びの場（P50、P51）

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のこと。

- 男女共同参画社会（P60）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会のこと。

- チ -

- 地域学校協働活動（P39、P40）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

- 地域コーディネーター（P13、P36、P39、P40、P59）

学校教育と地域の人材等を結び付けるパイプ役で、学校園支援ボランティアとの連絡調整や、教育活動の充実につながるような企画・提案などを行い、学校と地域の交流・連携を推進する役割を担う人のこと。

- チーム学校（P37、P39、P52、P55）

いじめや不登校、特別な支援を要する子どもへの対応、子どもの貧困など、学校が抱える多様な課題を解決するため、教員が専門スタッフや事務職員らと連携・協働して対応する体制のこと。

- 中1ギャップ（P36、P40）

小学校から中学校へ進学した際に生じる学校制度や生活リズムの変化等の環境面の違いや、それらを要因として不登校やいじめ等の問題が急増する現象のこと。

- 中学校区連携ユニット12（P7、P11、P13、P17、P28、P30、P33、P40）

中学校区を1つの単位（ユニット）とし、その地域の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・養護学校が相互に連携し、家庭・地域とも連携を図りながら、子どもの連続した学びや育ちを支援する仕組みのこと。

- 超スマート社会（Society5.0）（P1、P5、P28、P30、P33、P36、P46）

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

- ト -

- 統合型校務支援システム（P20、P22）

校務用コンピュータを使用し、学校業務の改善を支援するシステム。学籍・出欠管理や成績処理、職員間の連絡、健診事務などの機能を持ち、情報を一元化して校務を効率化する。

- 道徳教育推進教師（P47）

小・中学校学習指導要領において、「校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する」と示されている。その役割として、道徳教育の指導計画の作成に関すること、全教育活動における道徳教育の推進・充実に関すること、道徳科の充実と指導体制に関することなどがある。

- ドキュメンテーション（P14、P43）

幼児の日々の姿を、文章や写真、動画、音声などで記録し、掲示・掲載することで、教育・保育のプロセスを可視化して、保育者、幼児、保護者等が共有する取組のこと。教育・保育の振り返り、遊びを広げるきっかけ、保護者との幼児の育ちの共有になる。

- 特別支援教育コーディネーター（P18）

特別支援教育の推進に関して中心的な役割を担い、学校園内の関係者や関係機関との連絡・調整や、保護者に対する窓口として相談業務を行う教員のこと。

－ ネ －

- ネットパトロール（P16、P46）

児童生徒のインターネットトラブルやSOSを早期に発見するため、専門機関に依頼し、インターネット内のパトロールを行う。

－ ハ －

- 配偶者等からの暴力（P60）

「配偶者等」とは婚姻関係にある相手方（事実婚を含む）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあった者）、生活の本拠を共にする（またはしていた）交際相手も含む。男性、女性の別は問わない。

「暴力」は、身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。

- パフォーマンステスト（P15、P44）

「話すこと」及び「書くこと」における「外国語表現の能力」を評価するために、面接やプレゼンテーション、スピーチ、エッセー、ライティングなどを使ったコミュニケーション能力を測るテストのこと。加古川市では、特に「話すこと」に重点を置いて実施する。

- ヒ -

- ビッグデータ（P5、P33）

様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータのことで、インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータを指す。

- 兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン（P51）

国の通知（平成31年3月20日付）に基づき、兵庫県として安全性確保に向けた医療的ケアへの対応等を示したガイドラインのこと。

- 病児・病後児保育（P43）

病気や病後の乳幼児を、家庭で保育できない場合に、認定こども園や保育所、病院等の施設において保育を行い、子育てをサポートする制度のこと。

- フ -

- 不審者情報マップ（P23、P58）

注意や警戒を要する事案を加古川市ホームページ上の地図に表示し、地域での情報共有や防犯活動等に活用することにより、安全安心のまちづくりの推進及び犯罪の発生・拡大を未然に防止することを目的としたもの。

- フリースクール（P53）

不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

- ふるさと教育（P36、P48）

地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源（ひと・もの・こと）を活かし、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもを育てることを目的とした教育活動のこと。

- プログラミング的思考（P46）

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかなどを論理的に考えていく力のこと。

- ホ -

- 放課後子ども教室（P13、P17、P39、P40）

放課後や週末等に学校の施設等を活用し、地域の方々の参画を得て子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業のこと。本市では「チャレンジクラブ」として、小学校や公民館で実施している。

- 補助指導員（P18、P50）

小・中学校に在籍する肢体に障がいのある児童生徒や重度の知的障がい及び情緒障がいのある児童生徒に対し、校内における移動介助、身辺処理に関する介助、学習活動時における介助等を行う職員のこと。

- ミ -

- 見守りサービス（P5、P58）

本市と複数の民間事業者が取り組む官民協働事業で、各民間事業者によるビーコンタグ（BLEタグ）とスマートフォンアプリの提供（有償）により、タグを持った子どもや高齢者等の見守り対象者がタグの検知器付近を通過すると、検知器が情報を取得し、保護者やご家族に見守り対象者の位置情報履歴を知らせるサービスのこと。検知器は小学校の通学路や学校周辺に設置される見守りカメラや、本市の公用車、日本郵政株式会社の郵便配達用バイク等にも搭載されている。

- メ -

- メンタルサポーター（P19、P35、P53）

学校生活に不適應を起こしている子どもたちの心に寄り添い、話し相手や学習補助、家庭訪問、別室での指導等を通して解決に向けた支援を行う補助員のこと。

- メンタルヘルス（P20）

心の健康のこと。近年、家庭、職場、学校等、地域社会のあらゆる場面において、うつ病、心身症、神経症、睡眠障害、摂食障害、不登校等が増加しており、ストレス対処法や支援体制づくりの重要性が高まっている。

- ヨ -

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）（P36、P43）

幼稚園教育要領が示す5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通じ、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿のこと。10の姿とは、①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性・規範意識の芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現。

- 要保護児童（P42）

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。

第3期

かがわ教育ビジョン

(加古川市教育振興基本計画)

発行年：令和3年（2021年）

発行：加古川市教育委員会

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

電話（079）421-2000（代）

<http://www.city.kakogawa.lg.jp>

編集：加古川市教育委員会 教育総務部 教育総務課